



令和 5 年度
塚山公園
事業計画書

神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ

事業計画書（目次）

(1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	・・・・・	計画書 1	p.1
(2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	・・・・・	計画書 2	p.7
(3) 「施設の維持管理」	・・・・・・・・・・・・・・・・・	計画書 3	p.9
(4) 「利用促進のための取組」	・・・・・・・・・・・・・・・	計画書 4	p.19
(5) 「自主事業の内容等」	・・・・・・・・・・・・・・	計画書 5	p.25
(6) 「利用料金の設定・減免の考え方」	・・・・・・・・・・・	計画書 6	p.26
(7) 「利用者対応・サービス向上の取組」	・・・・・・・・・	計画書 7	p.27
(8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」	・・・・・・・・	計画書 8	p.32
(9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	・・・・・	計画書 9	p.39
(10) 「災害への対応（事前、発生時）」	・・・・・	計画書 10	p.43
(11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」	・・・・・・・・	計画書 11	p.52
(12) 「人的な能力、執行体制」	・・・・・・・・・	計画書 12	p.55
(13) 「コンプライアンス、社会貢献」	・・・・・・・・・	計画書 13	p.63
(14) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」	・・・・・	計画書 14	p.72

<付属書類>

- ・ 人員配置計画
- ・ 収支計画書
- ・ 事業計画一覧
- ・ 利用者満足度調査アンケート用紙
- ・ 委託予定業務一覧
- ・ 年間維持管理計画表



計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「公園協会」という。）と県立塚山公園保存会（以下、「公園保存会」という。）の2団体で構成するグループです。

【公益財団法人神奈川県公園協会】

グループ代表は、設立以来40年以上にわたり、「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してまいりました。

県の指定管理者制度導入以降は、県立都市公園やビジターセンターの指定管理者として民間企業や団体と切磋琢磨し、また連携を図りながら、指定管理者制度の目的である「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努めており、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいております。

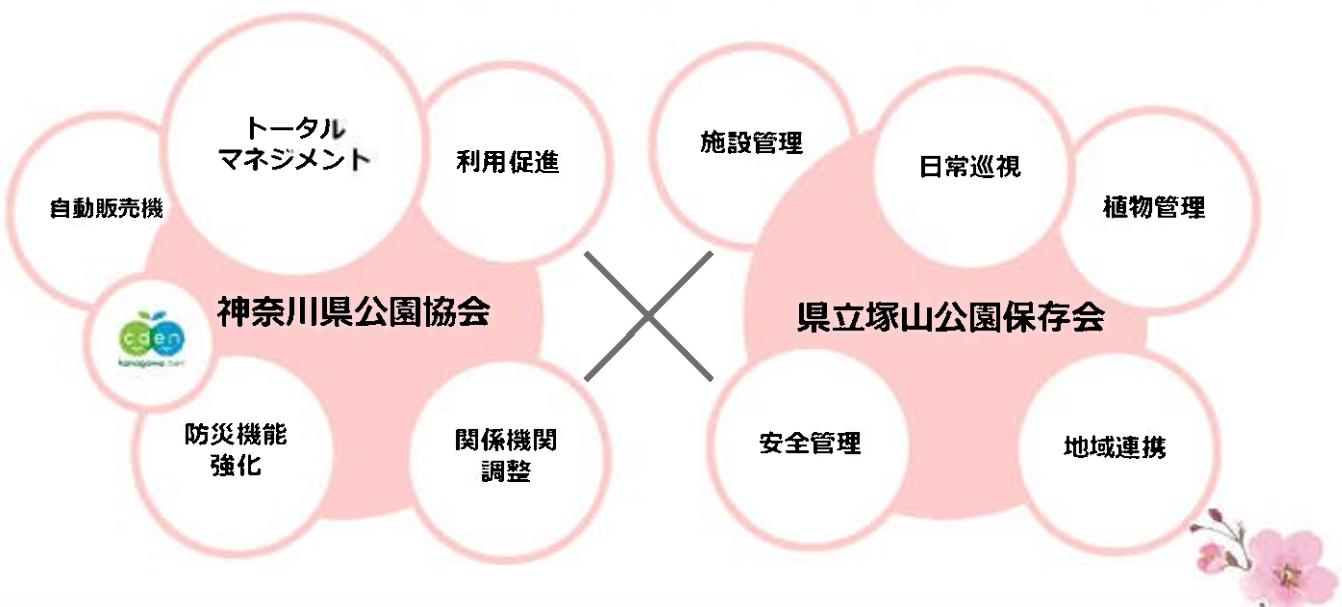
〔役割分担：トータルマネジメント、関係機関調整、利用促進、防災機能の強化、自動販売機事業者との調整等〕

【県立塚山公園保存会】

パートナーである公園保存会は、地元自治会で構成され、そのうちの約30名が塚山公園や安針塚の維持管理に携わっています。その活動は地元から高い評価を受け、昭和60年には建設省都市局賞を受賞しており、それ以後も35年以上にわたり公園の活性化に大きく貢献してきました。

塚山公園の管理においては、これまでの経験と地域とのつながりを活かしながら、指定管理者としての理念を共有し、運営方針に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者の満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

〔役割分担：常駐による日常巡視、施設・植物管理、日報作成、地域連携、安全管理等〕



イ 総合的な運営方針、考え方

私たちは、県立塚山公園の管理運営を通じて、地域、企業、教育機関などとの様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産である公園の施設、みどり、生物などの自然環境、伝統文化等をしっかりと次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域と団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることから、積極的にコミットを強めまいります。さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「管理運営方針」に基づき適切に管理運営を行うことで、塚山公園の持つボテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上とともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園の特性

■本公園の成り立ち

本公園は、明治時代以降、公園周間に桜が植えられたことから、桜の名所として親しまれるようになりました。

昭和29年に県立公園に指定され、昭和41年に地元有志が塚山公園の史跡と自然を守ろうと、「県立塚山公園保存会」を設立し、町ぐるみの活動で草刈り、植栽、清掃等を続け管理を行ってきました。その後、神奈川県により園路、トイレ、休憩所等が整備され現在に至っています。

■本公園の特性

本公園は、江戸時代初期に徳川家康に外交顧問として仕えたイギリス人航海士ウィリアム・アダムス（日本名：三浦按針）夫妻の慰靈のために作られた国指定史跡の供養塔「安針塚」に隣接し、東京湾を望む横須賀市北部に位置しています。

公園からは横須賀港はもとより東京湾や房総半島を眺めることができ、「かながわの景勝50選」に選ばれる豊かな眺望を有しているほか、園内一面をピンク色に染める桜の風景が平成6年に「かながわの花の名所100選」に選ばれました。

桜以外にもウメやアジサイ、ツツジの他、キンランやヤマユリなどの山野草等、四季折々の花々が楽しめます。さらに近年、三浦半島の大楠山、田浦梅の里を経由するハイキングコースの一部として認知されています。



桜と公園からの眺望

解説

三浦按針と安針塚

三浦按針は、本名ウィリアム・アダムスという英国人で、オランダの商社（後のオランダ東インド会社）が東洋に派遣した艦隊の水先案内人です。艦隊は航海中に大嵐にあり、慶長五年（1600年）九州に漂着し、徳川家康の外交顧問となり、慶長十年（1605年）には三浦郡逸見村に二百五十石を与えられました。

「安針塚」は徳川家康の外交顧問として活躍していたウィリアム・アダムス（三浦按針）とその妻の供養塔で、国の史跡に指定されています。凝灰岩製の右塔が按針、安山岩製の左塔が妻・ゆきのものです。



イ 公園利用者と県の施策

■アンケートから読み取る利用者傾向

本公園は、神奈川県や指定管理者が実施している利用者満足度調査において、「公園の清潔さ」で高い評価を得ている一方、駐車場がないことから公園へのアクセスに関して課題を抱えています。

また、利用者傾向として、男性及び60歳以上の方々の割合が県立公園内で最も高く、単独で来園される方の割合も他公園と比べて高い傾向にあり、家族利用や若年層の誘致が課題となっています。

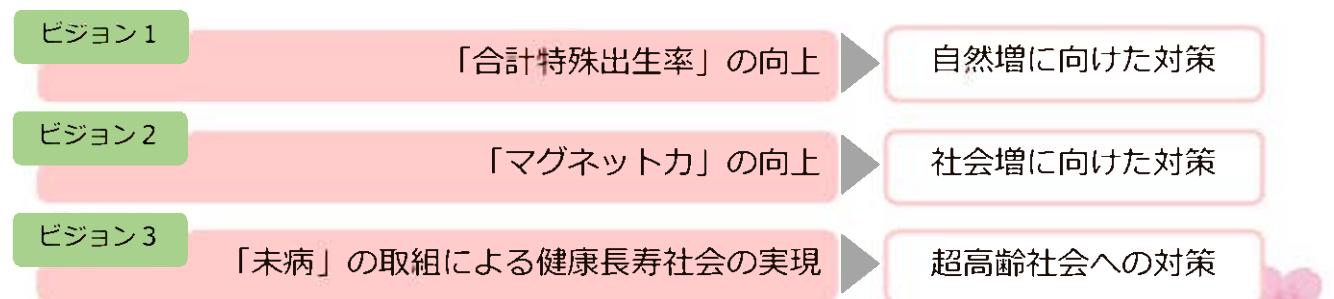
公園の利用者特性（平成27,28年度県利用者満足度調査より）

性別	年齢	誰と
男性	60歳以上	一人
63.3%	63.9%	48.1%
県立公園1位	県立公園1位	県立公園2位

■神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つのビジョン

平成26年1月に発表された総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で、平成25年の横須賀市の社会減は、全国の市町村で最も多い状況とされています。また、令和2年3月に神奈川県より発表された「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、三浦半島地域は既に人口減少が始まっている地域とされています。

そのため、「人口減少に歯止めをかけること」、「超高齢社会を乗り越えること」の2つの課題を同時に克服していくため、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、次の3つのビジョンを定めています。



ウ 本公園の総合的な管理運営方針

これら3つのビジョンを達成し、課題を解決していくためには、「活力と魅力あふれるまちづくり」、「誰もが活躍できる地域社会づくり」を進め公園周辺エリアの魅力向上を図っていくことが重要だと考えます。

そこで、本公園の総合的な管理運営方針を「塚山公園を地域の持続可能な発展の核に」とし、公園維持管理を通して、県民と一緒にSDGsに取り組みながら、地域と一体となって公園の魅力を高めていきます。



塚山公園を地域の持続可能な発展の核に

そして、次に掲げる4つのテーマを柱として、本公園の総合的な管理運営方針を実現させていきます。



地域と連携したエリアマネジメント

神奈川県をはじめ、横須賀市、**三浦半島**等と連携し、塚山公園と塚山のシンボルである三浦按針の供養塔「安針塚」を一体的に管理し、公園周辺の魅力向上に努めます。

また、塚山公園を拠点とした**三浦半島**の都市公園や史跡名所、大楠山ハイキングコース等をホームページで紹介するとともに、JR 横須賀線や京浜急行の各駅へのイベント案内や公園パンフレットの配架を依頼する等、情報発信に努めます。

- 地元団体等と連携した公園管理
- 公園周辺施設と連携したイベント開催や情報発信
- 県、横須賀市等が実施する事業への協力
- 三浦半島地域の都市公園等との連携



解説 エリアマネジメントとは

国土交通省によると「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」と定義されています。

「つくること」だけではなく「育てるこ」へシフトし、幅広い多様な主体が一体となって、地域の価値を高める様々な活動のこと。



地元と連携した緑の保全

公園には約880本の桜が植栽されていますが、近年、老木化が進んでおり、天狗巣病や台風による倒木等により年々減少しています。

これらの桜を保全するため、地元造園会社や樹木医と連携し園内の桜保全に関して様々な取組を行います。

また、花壇や草花の管理において、地元婦人会やボランティアと連携する等、園内の桜や山野草の魅力をより向上させていきます。

- 専門家の指導による桜の保全と更新
- ボランティアによる花壇管理
- 地域と連携したナラ枯れや害虫被害の抑制
- 横須賀市と連携した外来生物の駆除



地域と連携した防災対策

火災から身を守るために一時避難場所、安全に避難場所まで非難するための避難路、帰宅困難者の滞留場所等、災害時に公園は様々な機能が求められます。そこで、公園及び地域の防災力の強化を図るため、地元自治会と防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、備蓄品の更新や災害時マニュアルの更新を行うとともに、神奈川県をはじめ横須賀市等と連携し、災害に備えていきます。

- 災害に備えた訓練、マニュアルの更新
- 災害時のための備蓄品の確保
- 土砂災害警戒区域、枯損木や危険木等への対応
- BCPによる事業再開



地域と連携した未病の取組

神奈川県が平成29年に発表した「かながわ未病改善宣言」の中で、健康長寿社会の実現に向けた未病の改善策を「食」「運動」「社会参加」の3つの取組に区分しています。

本公園においては、自治会のレクリエーションの場の提供やボランティア活動など社会参加等、主に「運動」「社会参加」の面から未病に取り組んでいきます。



- 自治会の活動の場の提供
- ボランティア等、社会参加の場の提供
- ハイカーへの協力や情報提供
- グリーンエクササイズの推進

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア 安全で快適な利用空間の平等な提供

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されます。

- 関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。
- 安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、利用機会の拡大に取り組みます。
- あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取組みます。

イ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

公園の運営においては、利用者や地域の声を聞くとともに、地域と連携していくことが大変重要であると考えます。

- 公園モニターや利用者アンケート等を活用して利用者や地域住民の声を取り入れ、業務改善に反映させていきます。
- 本公園と周辺の公共施設などで構成する協議会等の意見を採り入れながら魅力ある公園づくりを進めます。

ウ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

- 本公園は、住民の健康保持や災害防止のためにも都市に残る貴重な緑地であるとともに、蝶などの虫や鳥などの生物にとっても貴重な生息地となっています。こうした貴重な自然を守るために、生物多様性にも配慮した管理運営を行います。
- 協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。当公園では今後、特に、伐採樹木をチップ化や薪とするなど、発生材の更なる有効活用に重点的に取り組みます。
- 周りの住環境に配慮し、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組の継続を通じて、これからも身近な環境を大切にしていきます。
- 再生可能エネルギーを活用した電力を積極的に活用します。



計画書2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営を基本に専門的業務等を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるので、できるだけ直営※で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

一方、法律等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

※植物管理等の直営作業にかかる人件費は、付属書類「ア収支計画書」の「人件費」に計上しています。

イ 地元への委託

本公園は、古くから地元企業により様々な維持管理がなされてきました。本公園を代表する樹種である桜においては、近年ソメイヨシノの老木化により、台風時等においては、倒木が複数本発生し、迅速な対応を求められる機会が多くなっています。

そのため、公園と公園の桜に精通している地元の造園会社に樹木管理を委託し、応急対応が必要な場合であっても、迅速に対応できる体制を整えます。

また、浄化槽点検等の施設管理業務やゴミ処理業務等、専門的な知識や資格が必要な業務においても、地元企業への委託を行ってきたことから、引き続き、地元企業への委託を行っていきます。

■具体的な委託業務内容

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	発注例
植物管理業務	樹木管理業務、草花管理業務	高木の剪定、枯損木処理、花壇管理等	高度な技術が必要。また、高所作業等で危険が伴うため	地元造園会社
施設管理業務	浄化槽点検業務、浄化槽清掃業務	浄化槽の法定・定期点検、清掃等	資格及び専門的な知識を要する業務のため	地元浄化槽会社
清掃管理業務	施設、設備清掃業務	ゴミの処理、害虫駆除等の各種清掃	資格及び専門的な知識を要する業務のため	地元ゴミ処理会社
運営管理業務	利用促進事業	イベント実施業務、広報業務、印刷業務等	専門技術や専門設備等が必要なため	[REDACTED]
その他	自動販売機設置運営業務	自動販売機の設置、運営	専門的なノウハウや特殊な機器を要する業務	

・委託先の選定方法

ア 協会が発注する業務

委託先の選定にあたっては、緊急時に即時の対応を求められる各種点検業務については、地元を優先する地域要件を設定して発注します。

委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することとし、品質を確保するとともに、競争性・透明性・公平性の確保の観点から、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるよう、募集内容の協会 Web ページ掲載や公園内掲示、専門紙面掲載により公表します。

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

・県内（地域）企業への委託の考え方

ア 基本的な考え方及び主な発注予定業務

- ・地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能。
- ・地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち県内企業へ委託。
 - こうした考え方のもと、地域企業へ積極的に発注します。
- 【地元発注予定の主な業務】
 - ・地元の造園組合に加入している造園業者に高木管理など高度な技術を要する業務や緊急時の倒木処理等の業務
 - ・浄化槽の法定点検は地域に精通し、臨機に対応できる地元業者に優先して発注

イ 高齢者や障がい者の就労支援も踏まえた発注

高齢者就労支援の観点から、必要に応じて、地元のシルバー人材センター等の活用をはかります。

さらに、公園協会が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、県の障害者雇用登録企業である株式会社金原をはじめ、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、障害者の自立支援に引き続き取り組みます。

→ 地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達実績

公園協会全体実績（令和元年度調達目標 8,500 千円、実績 8,784 千円）

令和 5 年度の実施内容

- ・法律等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託



計画書 3 「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園は、地元有志により管理されてきた経緯があり、現在まで地元団体である公園保存会が日常の維持管理を実施してきました。引き続き、日常巡視、清掃、除草活動を基本に、毎月数回の集中作業の他、[REDACTED] 園内一斉清掃活動を実施し、安全で快適に利用できる質の高い公園の管理運営を行っていきます。

公園の特性として、県民をはじめ多くの方に桜の名所として親しまれている一方、開園から 60 年以上が経過し、桜の老木化が進み、倒木や伐採により徐々に桜の本数が減少しています。こうした課題については、[REDACTED] の治療や計画的な更新を進めます。

また、一時は効率を優先した機械除草等により、山野草が減少した時期もありましたが、人力除草や保護区画の設置等により様々な山野草が自生する環境が戻りつつありますので、引き続き、山野草の保護の取組を進め、分布の拡大に努めます。

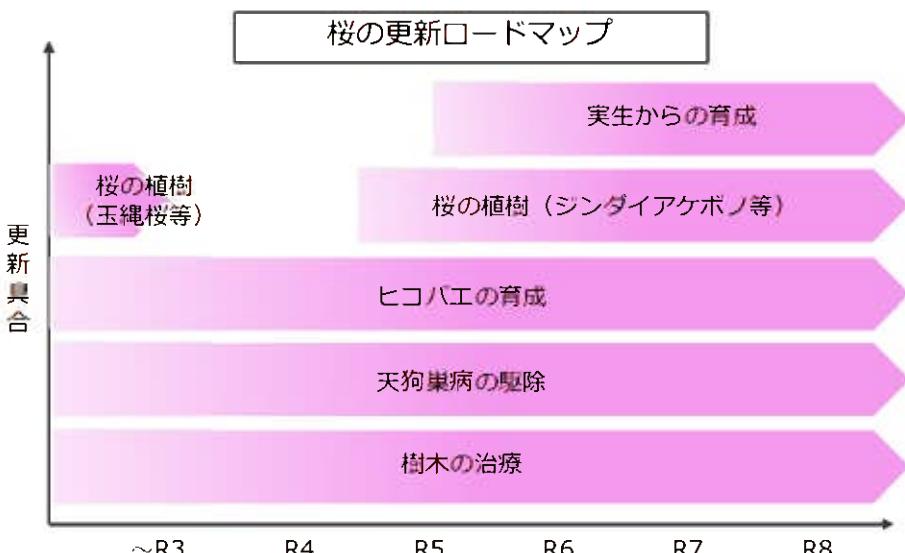
ア 桜の維持管理

塚山公園にはピーク時には 1,000 本近い桜が植えられていましたが、桜の中心的な樹種であるソメイヨシノは老木化が進んでいます。天狗巣病や腐朽菌による生育不良や台風等による倒木や枝折れにより、現在では、880 本程に減少しており、今後、園内の桜の風景を維持するためには長期な桜の再生が必要になります。

このような課題に
対し、[REDACTED]
桜の樹木治
療やソメイヨシノの
原木となる桜のヒコ
バエを育成し、桜の
更新を行ってきました。
今後、今までの
取組に加え、右記の
ロードマップのとお
り、ジンダイアケボ
ノ等、病気に強い桜
の植樹や実生からの
育成を実施し、桜の
更新を行っていきま
す。

■ 桜の植樹

平成 27 年には寄付を受けた春めき桜を港が見える丘を中心に 5 本植樹したほか、平成 30 年に玉縄桜 17 本を見晴台の斜面に植栽し、樹種増進を進めてきました。



「春めき桜」は、南足柄市の農家が育成し 2000 年に品種登録された新しい品種の桜です。花の色はソメイヨシノよりも濃く、河津桜よりも薄い色をしています。ソメイヨシノよりもひとあし早く例年は 3 月中旬に見頃を迎えます。



「玉縄桜」は神奈川県鎌倉市にある神奈川県立フラワーセンター大船植物園にてソメイヨシノの早咲きの中から選ばれ育成された桜です。ソメイヨシノよりやや濃い花の色をしており、花の見ごろは 3 月上旬に迎えます。



今後も、コマツオトメやジンダイアケボノ等、天狗巣病に強い桜を年間 10 本程植栽していきます。なお、植栽にあたっては横須賀土木事務所と協議のうえ、植栽場所等を検討していきます。

植樹を検討する桜の品種

「コマツオトメ」は、日本花の会がソメイヨシノ後継品種として推奨しており、「天狗巣病」に強く、ソメイヨシノと同じ時期に開花し、樹形もソメイヨシノに似ています。



「ジンダイアケボノ」はソメイヨシノに似た桜ですが、天狗巣病への耐性が強いと言われています。なお、開花はソメイヨシノより数日早く、花弁のピンク色が濃くグラデーションがある桜になります。



■ヒコバエ（ヤゴ）の育成による桜の更新

平成 25 年から伐採した桜等から発生したヒコバエを育成し、ソメイヨシノの台木（接ぎ木の根側）を萌芽更新させています。萌芽更新により、ソメイヨシノと異なった公園の土壤に強い桜を育成することができると考えられます。

引き続き、桜を伐採する場合には、出来るだけヒコバエを残し、萌芽更新を行います。

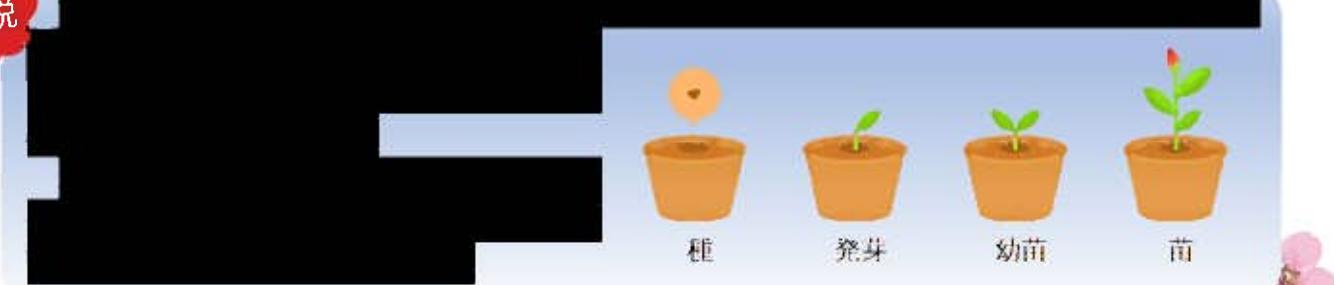


育成中の桜のヒコバエ

■桜を実生から育成

桜減少の原因である腐朽菌は様々な原因や種類がありますが、その中でも根株を原因に侵入する腐朽菌は、公園の土壤が原因と考えられています。そこで、塚山公園の土壤で、桜を実生から育成することにより、腐朽菌に強い桜を育成します。

解説



■天狗巣病や胴枯れ病の駆除と拡大防止

桜の葉が落ちる秋から冬にかけて、桜を対象にした調査を行い、速やかに天狗巣病、胴枯れ病、枝枯れ病を発見し、速やかな除去作業を直営、委託により実施します。

なお、除去した枝の切断面に病原菌が侵入することにより、新たな病気に罹患する恐れがあるため、切断面へは殺菌剤等の塗布を行い桜の保全に努めます。

実績 天狗巣病の駆除

冬から春先にかけて天狗巣病の患部を切除する等の処置を過去5年間に 1,248 本実施するとともに、切除した枝は周辺へ被害が広がらないように焼却処分するなど適切に処理をしてきました。

また、天狗巣病の発生を抑えるため、枝打ち等により空気の流通不良の改善に努めており、徐々に天狗巣病の発生を抑え込んでいる状況です。

なお、公園隣接地の桜に症状が発生した場合、管理者等に情報提供を行い、隣接地からの天狗巣病蔓延を防いでいます。



直営による天狗病駆除

■クビアカツヤカミキリの早期発見と報告

近年、日本各地で桜や果樹木に入り込み、木の内部を食い荒らし樹木を枯死させるクビアカツヤカミキリの発生に注意を払っています。

樹木周辺のフラスに注視し、万が一発見した場合には、県自然環境保全課、農業振興課及び横須賀市環境部局に速やかに報告します。

■クビアカツヤカミキリの拡散防止

クビアカツヤカミキリのフラスを発見した場合、クビアカツヤカミキリ拡散防止のため、羽化期前の5月下旬頃までに、被害樹木の幹にネット（防鳥ネットなど）を巻き付けます。必要に応じて、ネットを巻き付ける前に、樹体には登録農薬を塗布する等して成虫を駆除します。

解説

クビアカツヤカミキリとは

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラ・モモ・ウメなどの樹木の内部を食害して弱らせ、枯らしてしまう昆虫です。令和3年7月2日に藤沢市内で確認された他、国内の様々な場所で被害が確認されており、被害を受けた街路樹や果樹を伐採するなどの積極的な対策がとられていますが、繁殖力が強く被害が広がっています。



(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

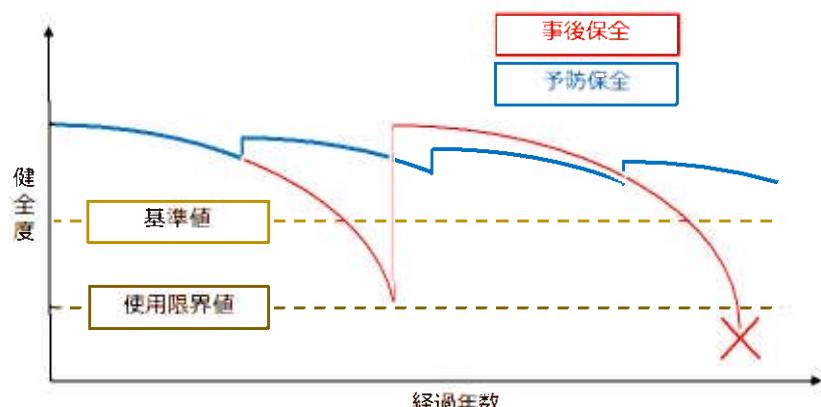
公園における事故を未然に防ぎ、公園利用者に安心して施設を利用していただくためには、いち早く施設の異変に気付き、潜んでいる不具合を早急に改善することが必要です。

開園から年月を経過している塚山公園では、擬木柵のクラックや園路の不陸等の他、ベンチの老朽化等も進んでいます。また、木製階段は、総延長が長いうえに日中日陰となる箇所も多いため、木部の腐朽により傷みが発生しやすい環境にあります。

■長寿命化計画に基づく「事後保全」から「予防保全」へ

公園施設は設置から数年は良好な状態を維持しますが、紫外線や雨、年月の経過とともに劣化し、不具合が発生します。施設の不具合を放置し維持管理を怠ると、不具合箇所の拡大を招き回復に多大な経費と時間を費やす可能性があります。

そこで、神奈川県が作成した長寿命化計画に基づき、「事後保全」から「予防保全」にシフトし、日常巡視等により早期に適切な対処をすることで事故発生のリスクを軽減します。



■長寿命化計画に基づく「長寿命化点検」の実施

長寿命化計画において「部分的に劣化が進行して定期的な経過観察が必要」とされた施設については、日常点検に加え、「長寿命化点検（年次点検）」を実施し、早めの軽修繕を増やし長寿命化の取組を強化します。

■ゼロエミッションを目指した管理

多くの利用者が利用する階段や園路の異常は、公園利用者の事故に直結するため、階段等の不具合は日常巡視の中で早期発見に努めます。

なお、木製階段の不具合箇所や立入禁止柵については、伐採した樹木や管理作業によって発生した廃材を活用して修繕を実施するなど、ゼロエミッションを目指した管理を行っていきます。



■専門業者による確実な法定点検

浄化槽法により点検を定められた浄化槽においては、法定・保守点検、清掃の専門的技術を有する企業に委託し、公共用水域の水質の保全等の観点から浄化槽の適正な処理を図ります。



■施設点検パトロールによる修繕箇所の発見

公園協会に所属する公園管理運営士の資格を有するスタッフにより、公園全体を点検する施設点検パトロールを毎年実施します。

施設点検パトロールにより発見された異常箇所や危険箇所は迅速に修繕するとともに、大規模な修繕を要する箇所は横須賀市木事務所に報告し、修繕を要望します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

公園施設の維持管理にあたり、来園者に不快感を与えることがないよう、園内清掃に努めます。特にトイレの清掃では清潔を保つことはもちろん、トイレットペーパーや石

誠のこまめな補充に気を配ります。

来園者に対しては、丁寧で迅速な対応に心がけ、利用者満足度の向上に努めます。

また、横須賀海軍施設（横須賀ベース）に近く、外国人の来園も多いため、ポータブル自動翻訳機を用いた接客サービスを行います。

■園路の苔の除去

起伏にとんだ塚山公園の園路において、苔の発生は転倒事故につながる恐れがあるため、定期的に苔の除去を実施しています。今後も引き続き、清掃業者による高圧洗浄機を用いた園路清掃や自然由来成分の苔除去剤を用いた苔の除去を実施します。



■不法投棄の防止

本公園は、園内に横須賀市道が横断していることから、横須賀市道から園内に不法投棄される事案が過去に発生しています。園内には不法投棄防止策として、看板を設置するとともに、不法投棄が発生した際は、警察や横須賀市と連携し、再発防止に努めます。



■利用頻度に応じたトイレ清掃

公園利用者を対象とした過去の利用者満足度調査において、公園の清潔さは高く評価されてきました。

今後も引き続き、利用者から高い評価を得られるようペーパーのこまめな点検補充や丁寧なトイレ清掃を実施していきます。

なお、塚山公園さくら祭等の大規模イベント時においては、トイレの利用頻度に応じて1日1回以上のトイレ清掃を実施するなど、利用者に不快感を与えることのないように努めます。

実績 利用者満足調査における「清潔さ」の評価

令和元年度利用者満足度調査における「園内の清潔さ」の評価においては、「大変良い」「良い」（5段階評価の最も高い評価と2番目の評価）で94%以上を獲得しています。

■安針塚の案内

塚山公園に隣接する「安針塚」を目指して、公園を訪れる方が多いため、公園スタッフは三浦按針（ウィリアム・アダムス）に関する知識を定例会議等で共有し、来園者から問い合わせがあった際には、適切に対応ができるようにしています。



■桜の開花にあわせたゴミ箱の設置

年間で一番多くの利用者が訪れる桜の開花時期には、利用者サービスの一環として園内7箇所にゴミ箱を設置します。ゴミ箱は分別のため1箇所に4種類設置し、トンビやイノシシ対策として蓋を設け、ごみ袋は毎日回収します。



(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草地などの植物管理業務等の実施方針

(1) で記載した桜以外にも山野草や梅など、四季を通じて様々な花が楽しめ、安心・安全な公園とするため、適切な時期に剪定を実施するなど、長年の公園管理経験を活かした維持管理を実施します。

ア 公園管理経験を活かした維持管理

■県と協力したナラ枯れへの対応

ナラ枯れは「ナラ菌」という病原菌によりナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯れしていく被害であるため、できるだけ早期に発見し、これに対応する必要があります。

公園内の被害を最小限に止めるために、プラスや葉の枯死等樹木の状況に留意し、日常点検等を実施するとともに早期発見、初期対応に努めます。

なお、樹木周辺にプラスを発見した際には、「ナラ枯れ情報カード」を土木事務所に提出し、情報共有するとともに、ナラ枯れの拡大防止や倒木等の二次災害を防ぐために早期に対応について土木事務所と協議します。



解説

ナラ枯れとカシノナガキクイムシとは

「ナラ枯れ」は、「ナラ菌」を媒介する「カシノナガキクイムシ」がコナラやマテバシイなどのブナ科の広葉樹に集団で穿入することで発生する樹木の感染症で、「ナラ菌」が樹体内に拡がることにより、水の通導が阻害され、枯死に至る病気です。

「カシノナガキクイムシ」は穿孔虫類に属するナガキクイムシ科の一種で、体長約5mmの黒褐色の甲虫です。6月～9月頃に樹木内から脱出した成虫が、集中的に樹木内に穿入し、産卵します。孔道内の幼虫は酵母類を餌として成長し、越冬後に蛹化、羽化して新成虫となります。

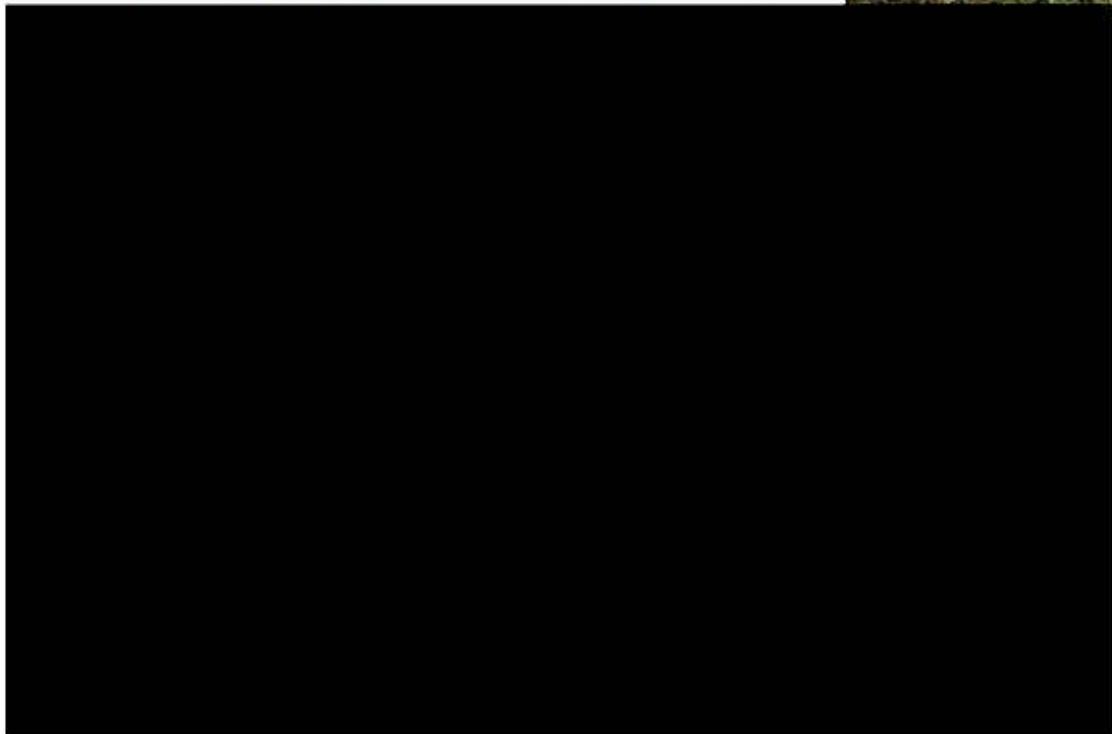
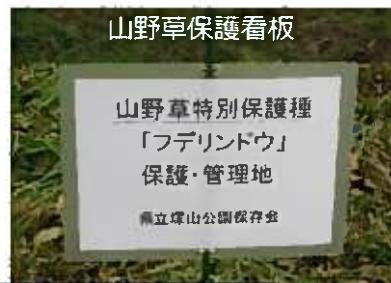


■山野草の保護

本公園には次の通りアマナ、ニリンソウ、ヤマユリ、フデリンドウ等の多くの種類の山野草が自生しており、近年、山野草の保護に努めたことにより、山野草の分布が広がっています。

引き続き、次の取組を実施し、園内に自生する山野草を保護するとともに、分布の拡大に努めていきます。

- 園内の山野草は種類ごとに生育状況、本数等を把握し、翌年度の植物管理作業の参考とします。
- 山野草保護のため、ニリンソウやアマナ等の群生地では機械作業を禁止し、自治会と連携した手作業による除草を行います。
- 人知れず保護をするのではなく、写真や解説板による表示をすることで、来園者の方々にも保護の必要性を認識してもらい、再度来園して頂けるよう働き掛けます。
- 山野草の群生場所には、踏圧によりダメージを受けないように発生材を活用した立入禁止柵を設けます。



■ウメ輪紋ウイルスの定期調査

園内には梅が14本あることから、ウメ輪紋ウイルスの発生に注意を払い、年1回の定期調査を実施します。

樹木調査は、葉が展開し葉の縁が濃くなる5月～6月頃に実施し、葉に薄い緑色のドーナツ状の輪紋、不定形の模様ができる症状を確認した場合には、神奈川県の環境農政部に報告し、樹木の現地調査に協力します。



ウメ輪紋の調査

解説 ウメ輪紋ウイルスとは

梅の果実への被害は国内では確認されていませんが、モモやスマモモでは、果実の表面に斑紋が現れ、商品価値が失われたり、成熟前の落果が発生すると言われています。

国内では、平成21年4月に東京都青梅市のウメにおいて初めて確認。県内では平成28年に、横浜市内で感染したウメ等の植物が確認されています。

■水仙のウイルス病駆除

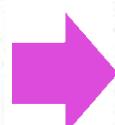
平成30年に園内の一帯の水仙がウイルス病に感染した際には、ウイルス病に感染した水仙の手作業による伐根作業や伐根した水仙の焼却処理を実施し、ウイルス病の感染拡大を抑止しました。平成31年以降、ウイルス病の感染は確認されていませんが、感染を確認した際には、被害の拡大を防ぐための処置を行います。

■眺望確保のための高木剪定

見晴台や富士見台、港の見える丘など、園内からの眺望は「かながわの景勝50選」に選出されていることから、見晴台等の眺望を阻害する樹木は専門業者により芯止め等を実施し、眺望を確保します。



高木剪定前の眺望



高木剪定後の眺望

■台風シーズン前の危険木点検の実施

公園は海に近い高台に位置していることから、台風などの強風による倒木被害が発生しやすい環境にあります。そのため、台風シーズン前の5月から6月頃に樹木の定期点検を実施します。

なお、点検により危険と判断された場合には、枝落としや伐採など必要な処置を土木事務所と協議のうえ実施します。

■急傾斜地や過密化した樹林の点検

芝生広場周辺や長浦道等は神奈川県が指定した土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に指定されているほか、民地に隣接した急傾斜地や過密化した樹林もあるため、台風等、大雨が予想される場合には緊急パトロールを実施するとともに、必要に応じてカラーコーンなどによる園内の立入禁止措置を行う等、利用者の安全を第一に対応します。



樹木調査

イ 地域やボランティアと連携した維持管理

■自治会婦人会による花壇管理

園内に2か所ある花壇への花苗植え付けは、地元自治会の婦人会ボランティアにより実施します。

パンジー、ビオラ、チューリップなど季節に応じた花苗約300ポットを植栽し、灌水作業や花ガラ摘みを公園保存会と協力して行い、年間を通して花を楽しめる花壇を整備していきます。



■町内一斉清掃

6月と11月に地元町内会による園内の草刈作業や清掃作業を実施するほか、公園に隣接する横須賀市道の清掃作業等を実施してきました。この活動は、毎回約50名の方が参加し、毎回1,800m²程度の清掃作業等を実施していますが、今後も、地元町内会と調整のうえ実施していきます。

■県職員OBによるボランティア

神奈川県土木職員OBによるボランティア組織による公園管理作業を毎年実施しています。作業内容は協議のうえ決定しますが、今後もボランティア活動の呼び掛けを行います。

■横須賀市と連携した外来種等、害獣の防除

特定外来生物の駆除用罠の設置に協力

していきます。

イノシシ

近年、公園周辺の畠に出没が確認されていたイノシシですが、令和2年10月に公園内に出没した痕跡が確認されました。

横須賀市が提供する情報を小まめに確認するとともに、園内に防獣ライトを設置するなど、対策に努めます。

実績 横須賀市への協力等

横須賀市が実施する

罠の設置に協力しています。

また、市が実施するイノシシ調査においては、公園隣接に設置した暗視カメラへの調査協力や市からの映像提供によるホームページや掲示板への掲載等、相互に情報を共有しています。



ウ コスト縮減に配慮した維持管理

業務の集約化、省力化と無駄の見直し等により業務の効率性を高めるとともに、施設の現状をふまえた確実な維持管理を行います。

なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

業務効率化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積
管理水準を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性をふまえた専門業者への業務発注
合理化によるコスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて複数年契約や業務の一括発注の実施 ・植物性廃棄物をリサイクルしチップ・たい肥として活用

令和5年度の実施内容

- ・ヒコバエの育成による桜の更新



- ・桜の植樹、実生からの育成
- ・天狗巣病や胴枯れ病の駆除と拡大防止
- ・クビアカツヤカミキリの早期発見と報告
- ・「長寿命化点検」の実施
- ・施設点検パトロールを実施
- ・園路の苔の除去
- ・桜の開花にあわせたゴミ箱の設置
- ・県と協力したナラ枯れへの対応
- ・ウメ輪紋ウイルスの調査
- ・眺望確保のための高木剪定
- ・台風シーズン前の危険木点検の実施
- ・急傾斜地や過密化した樹林の点検
- ・自治会婦人会による花壇管理
- ・町内一斉清掃
- ・市と連携した外来種等、害獣の防除



計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設を除く）

本公園を代表する樹木である桜の開花期は年間を通して、もっとも多くの来園者が訪れる時期であり、年間利用者数の3割程がこの時期に集中しています。また、ハイカーの増える秋のハイキングシーズンや房総半島や富士山等の眺望が楽しめる冬も多くの方が公園を訪れます。

一方、起伏が激しく日影が少ない公園であるため、夏場は利用者が減少する傾向にあります。

これらの特性や課題を踏まえ、安針塚を代表とする歴史資源の活用等、利用促進策を実施し、利用の割合が少ない若者や遠方からの方も含め、より多くの利用者を誘致します。

なお、令和2年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための緊急事態宣言が発出された際は、駐車場がなく遠方からの来園者が少ないと、地元住民にとって安心して過ごせる空間として多くの方に利用されました。

ア 地域と連携した利用促進

■塚山公園さくら祭への協力

毎年、春分の日から4月8日まで逸見観光協会が開催する「塚山公園さくら祭」に協力します。塚山公園さくら祭は逸見観光協会が主催し、県や市、市観光協会等が後援する塚山公園で最も大きなイベントです。

イベント期間中は一年で最も多くの方が訪れる時期であるため、期間中は夜8時まで夜間パトロールを実施する他、様々な面から開催のサポートを行います。

塚山公園さくら祭の主な行事内容

行事名	内容
舞台	公園内に設置される舞台で、地元祭囃子、よさこい踊り、フラダンス、チアダンスを披露
昔あそび体験	一銭飛行機を作って飛ばすなど、昔のあそび体験を公園で開催されるゲーム大会に合わせて実施
湯茶提供	期間中、来園者が多く訪れる週末に、湯茶やキャベツスープを無料提供
夜桜会	公園逸見側の登り口から公園山頂広場まで、地元小学校児童が作成したボンボリを飾りつけ、期間中夜8時までライトアップを実施

実績

地元児童が作成したボンボリの飾り付け

公園周辺の [REDACTED] が作成した特性ボンボリを、塚山公園さくら祭に合わせて飾りつけています。このボンボリは、児童一人ひとりがボンボリに個性溢れる絵を描いたもので、毎年約600個のボンボリを飾り付けています。



ボンボリの飾付

■三浦按針祭観桜会への協力

4月8日に横須賀市の主催で、塚山公園で行われる「三浦按針祭観桜会」に協力します。

三浦按針祭観桜会には、三浦按針にゆかりのある白井市、伊東市、平戸市の各関係者を始め、イギリス、オランダの大使等、内外から多くの方々が参加し、開催されるイベントです。



スケッチコンクールの作品展示

■スケッチコンクールの開催

市内の園児、小・中学生を対象に、公園内の桜等を題材としたスケッチを募集するコンクールを開催します。入賞作品は公園近隣の逸見行政センター、長浦コミュニティセンターに展示されます。

■初日の会への協力

公園からの眺望を活かす取り組みとして、地元町内会と協力し、元旦に塚山公園の見晴台から初日の出を望む「初日の会」を開催します。

■よこすか開国祭花火大会の鑑賞会

「よこすか開国祭花火大会」に合わせて、園内の港の見える丘付近に縁台を設け、鑑賞会を行います。また、参加者を対象にアイスや園内の梅を活用した「梅ジュース」を配布し、涼みながら鑑賞できるように工夫します。



花火大会の鑑賞会

イ 公園の自然を活かした利用促進

■自然観察会の開催

塚山公園の自然環境や眺望等を活かした様々な観察会を開催します。

観察会は、横須賀市内の[]による専門的な解説を受けながら、園内の山野草や生き物を観察します。

なお、自然観察会は、[]と相談のうえ、公園の植物等の状況に応じた内容とします。

自然観察会の例

開催時期	イベント名	内容
3~4月	春の山野草観察会	園内に自生するニリンソウ、ウラシマソウ、センボンヤリ、アマナ、ヒメオドリコソウ等を観察
5~6月	初夏の山野草観察会	フデリンドウ、チゴユリ、タチツボスミレ、ギンリョウソウ等、夏季に楽しめる山野草を観察
7~8月	夏休み昆虫観察会	親子で参加できる子供向けの昆虫観察会を開催。昆虫は持ち帰らず、その場で観察。
9~10月	秋の山野草観察会	タムラソウ、ホトトギス、ツリガネニンジン、ヒヨドリバナ等、秋の山野草を観察
12~1月	冬の植物観察会	サザンカ、カンツバキ、キッコウハグマ、スイセン等の植物を観察
1~2月	冬鳥観察会	双眼鏡を用いてバードウォッチング。ウソ、ツグミ、ホオジロ、トビ、ハヤブサ、シジュウカラ等が観察可能



■自然観察会の雨天時対応

観察会が雨天等で開催困難な場合、協力関係にある地元町内会や [REDACTED] に場所を移して、観察会のテーマに則った座学（講習会）を行います。

ウ 未病への取組

■グリーンエクササイズの推進

公園ホームページやパンフレットにより、公園の自然の中でのグリーンエクササイズを推進し、「心の未病」に貢献します。

グリーンエクササイズは、5分でメンタルを健康に導くエクササイズで、自然の中で行うエクササイズが体と心に良い影響を与えるものです。グリーンエクササイズの「エクササイズ」は、ランニングやハイキングはもちろんですが、犬の散歩や植物観察など、多くのアウトドアアクティビティが該当します。

■ロコモティブシンドロームの予防

公園での花壇ボランティアや花ガラ摘みボランティア、観察会やイベント等への参加など、社会参加の機会を増やし、ロコモティブシンドロームの予防の機会を増やします。

ロコモティブシンドロームの予防により、介護や支援が必要となるロコモティブスパイラルを回避し、未病対策に貢献していきます。

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

自動販売機

ハイカー等への利用者サービス向上や夏季の熱中症対策のため、管理事務所前と中央トイレ付近に自動販売機を設置します。

■ユニバーサルデザイン自動販売機の導入

子どもからお年寄り、障がい者、あらゆる人々にとって利用しやすいユニバーサルデザイン自動販売機を導入します。

ユニバーサルデザイン自販機は、コイン投入口がトレイ式になっている他、ボタンの配置や取り出し口等、多くの方が使いやすい設計になっています。

■マルチマネー対応自動販売機の導入

Suica や PASMO などの交通系電子マネーの他、WAON や nanaco、iD などの電子マネーに対応したマルチマネー対応の自販機を導入します。

購入したい商品のボタンを押したあとに自販機のカード読み取り部分に各種カードをかざすことで、キャッシュレスでの購入が可能になります。



■災害支援ベンダーの導入

大規模災害発生時等の停電時でも自動販売機用バッテリーを用いて、機内の飲料を取り出し可能な災害支援ベンダーを導入し、災害時には自動販売機内の飲料を利用者に無償提供します。

■環境に配慮した自動販売機の検討

環境に配慮したソーラーパネルやヒートポンプ、ピークシフト機能を有するエコ・ベンダーなどの自動販売機導入を検討します。



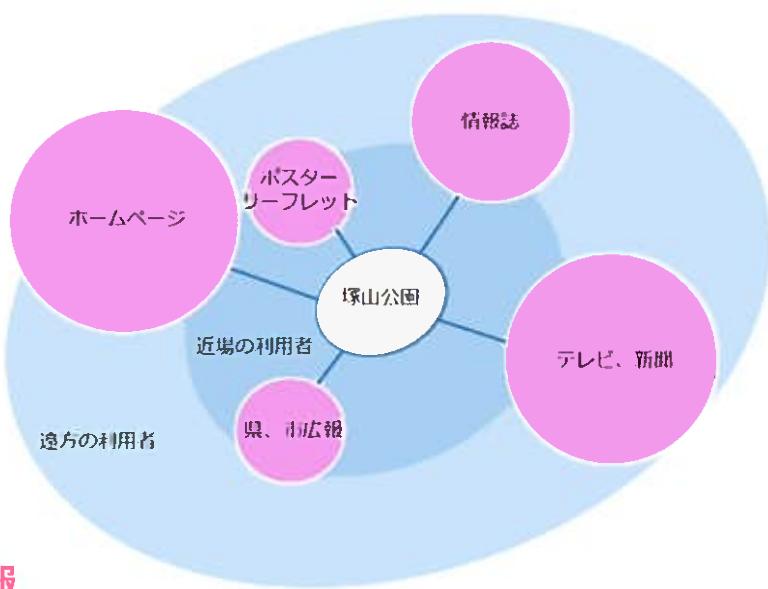
■自動販売機の事故防止対策

現金盗難防止のため防犯カメラ、バーロックを設置、高頻度の現金回収の周知、地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保します。

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

遠方の利用者に向けたホームページ、情報誌、近場の利用者に向けた地域誌等、ターゲット毎に広報ツールを使い分け、効率的な広報を行い、更なる利用者増を図ります。

また、課題となっている遠方の利用者や若者を呼び込むため、新規ソーシャルメディアの活用等、新たな広報手段を導入していきます。



ア ホームページの活用による広報

■ホームページの活用

パソコン画面の閲覧はもちろんのこと、スマートフォンでのピンチやスワイプに対応したhtml5によるホームページを現在運用しています。

また、ホームページには安針塚やハイキングルートの案内のほか、花の開花状況やイベント情報等、季節に応じた情報も提供しています。

■アクセス解析によるニーズの把握

ホームページにはアクセス解析ソフトを埋め込み、ホームページ来訪者がどのような検索ワードで訪れたか、どのページへアクセスがあったか等、利用者ニーズを把握し、それに対応した情報発信を図っていきます。

■アクセシビリティの向上

高齢者や障がい者など、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスしやすくなるために、文字の大きさや、見易さ、色使いの工夫など「ウェブアクセシビリティ」の向上に努めます。

■閑散期、遠方からの利用者の誘致

利用者が減少する夏場の利用者増に向け、夏休みの子どもに向けた昆虫観察や公園で

の自由研究の題材をテーマとした広報を強化します。

■ライブカメラによる桜の配信

桜の開花時期には、管理事務所周辺にライブカメラを設置し、桜の開花状況をリアルタイムで配信します。

なお、来園者のプライバシーに配慮し、ライブカメラの角度は来園者情報が映り込まないよう調整します。

実績 ライブカメラによる配信

平成28年以降、試行的に桜の開花状況のライブカメラ配信を実施しており、配信実施前後では、HPアクセス数が10%以上アップした一方、桜の開花状況に関する電話での問い合わせが減少、利用者ニーズにマッチした情報を提供することができたと考えています。



ライブカメラ配信の画像

■ハイカーへの情報提供

「大楠山ハイキングコース」をはじめ、三浦半島には様々なハイキングコースが設定されており、塚山公園もハイキングコースの休憩場所として年間を通して多くのハイカーに利用されています。ハイカーが安心してハイキングできよう公園では、ハイキングコースの紹介やルート案内等を行います。

■SNSの導入

若者利用者をターゲットにツイッター等のSNSを活用した広報を実施します。ホームページに比べて、リアルタイムで情報を発信でき、拡散性に優れたツールを活用することにより、公園の認知度向上に努めます。

イ 公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

園内イベントとともに外部イベントの場も活用し、公園の認知度向上のためのキャンペーンを強化します。

方法	内容
フォトコンテスト開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 ・入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作・販売
安針塚の広報	・安針塚の広報や紹介により公園エリアをプロモーション
外部イベント等でのPR	・フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	・協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

指定期間中の年度ごとの公園利用者数の目標値

近年、横須賀市等の人口減少により、年間利用者は4万人弱と若干の減少傾向になっています。今後、閑散期対策や若者の利用者誘致をより積極的に行うとともに、安心快適に利用できる公園づくりを実施し、以下の利用者数を目指します。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40,000人	40,500人	41,000人	41,500人	42,000人

令和5年度の実施内容

- ・塚山公園さくら祭、三浦按針祭観桜会への協力（令和5年は開催予定）
- ・スケッチコンクールの開催
- ・初日の会への協力
- ・よこすか開国祭花火大会の鑑賞会
- ・自然観察会の開催
- ・グリーンエクササイズの推進、ロコモティブシンドロームの予防
- ・ユニバーサルデザイン、マルチマネー対応、災害支援ベンダー自動販売機の導入
- ・アクセス解析によるニーズの把握、アクセシビリティの向上
- ・ライブカメラによる桜の配信
- ・SNS の導入
- ・フォトコンテスト開催



計画書 5 「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

該当なし



計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

自動販売機の料金設定については、近隣施設などの料金を考慮したうえで、公の施設として相応の料金を設定し、横須賀土木事務所の許可を得て実施します。

■自動販売機の事業内容について

専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、防犯対策、省エネ等について適切に指導します。（詳細は、計画書4（2）参照）

販売価格	飲料80円～220円程度（カップ、缶、ペットボトルなど）
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導 月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

基本的に自動販売機の減免はありませんが、大規模災害発生時は、公園スタッフの判断で自動販売機内の飲料を帰宅困難者や避難者に対し、無償で提供します。

令和5年度の実施内容

- ・自動販売機は専門業者へフルオペレート委託



計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していくだけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。公園協会が公園の管理運営で培った接客ノウハウに加え、地元をよく知る県立塚山公園保存会のノウハウを活かして、接客対応向上に努めます。

なお、本公園では、公園に隣接する安針塚や三浦按針に関する知識が求められることからスタッフ間で情報共有を図るとともに、安針塚の案内も積極的に行います。

おもてなし五箇条

- 【笑顔】常に明るく笑顔で応対します。
- 【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。
- 【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。
- 【誠実】問合せや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって応対します。
- 【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

■利用案内の手引きの作成と携帯

本公園の基本情報、利用ルール、ハイキングルート、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全スタッフが携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全スタッフが共通した認識で対応します。

■「よくある質問」のHP掲載

公園へのアクセスやハイキングルート、花の見ごろ情報等、利用者から頻繁に問い合わせがある事項について、公園ホームページに「よくある質問(FAQ)」を掲載し、迅速に利用者が求める情報を提供します。

■情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や連絡ノート、定例会議(月1回)を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。

また、毎年問い合わせが多い桜の開花予想に関しては、当該年度の桜前線の予報をスタッフ間で共有し、統一した対応を行います。

■ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していくだけるよう、ユニバーサルなサービス^{*}を提供します。※詳細は計画書7(3)に記載

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、ゴルフ練習なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール⁹を策定しました。※詳細は計画書9（2）に記載

■利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

利用ルールの主な項目

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ポイ捨て、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用等、犬のリード着用
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮
国内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

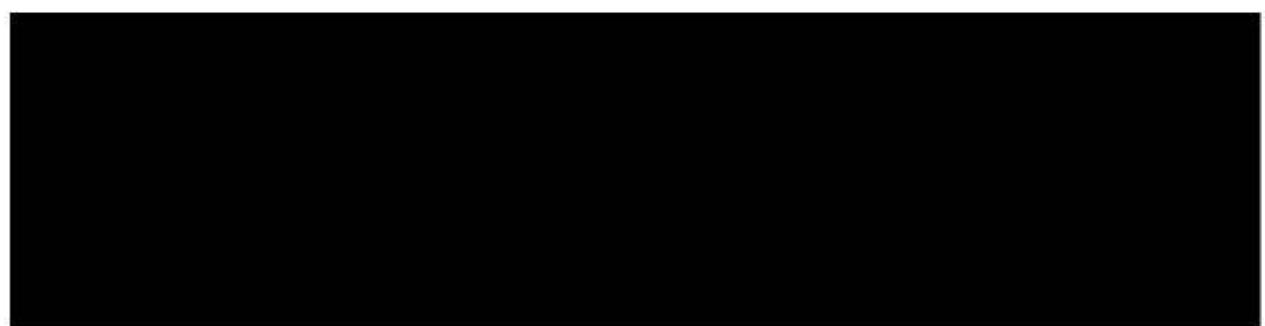
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接遇マニュアルの整備と研修を行います。

■接遇マニュアルの整備

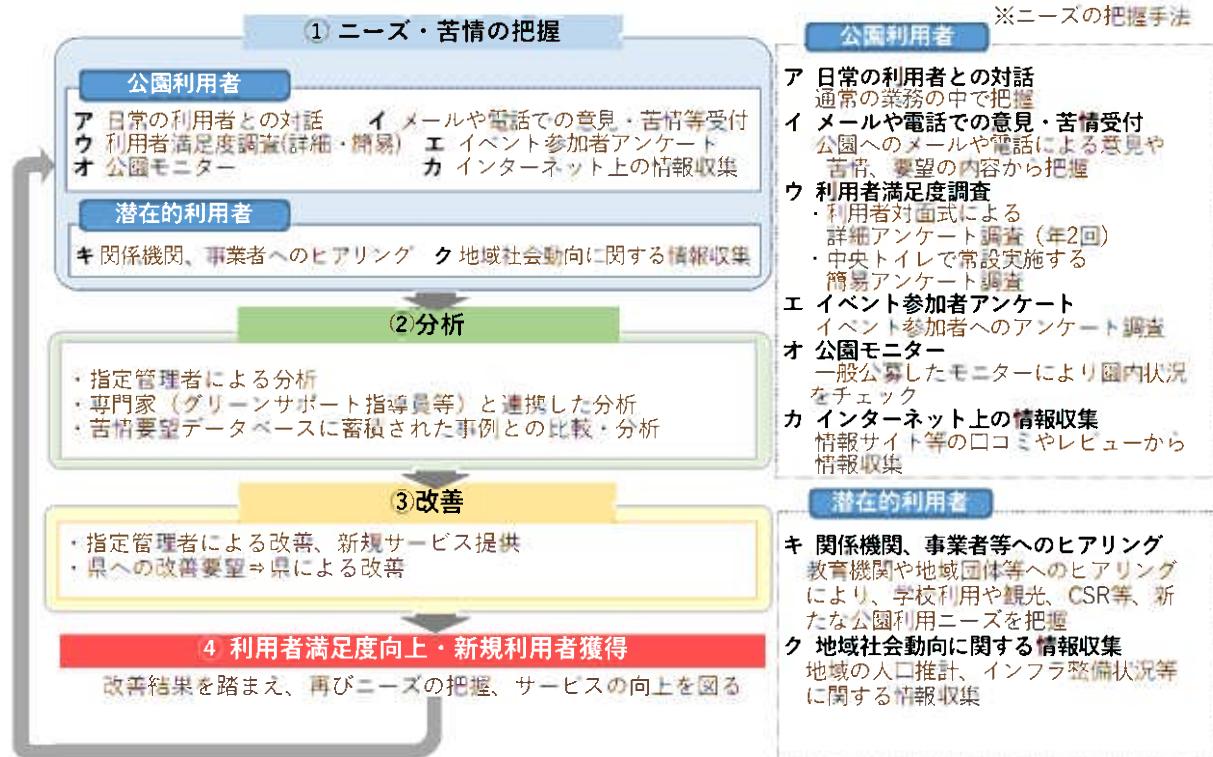
言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接遇マニュアルを公園協会本部で整備しています。

■研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

公園協会では、専用のデータベースソフトを用いて、公園協会が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

実績 利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

過去の利用者満足度調査において、「駅から公園までのルートがわかりにくい」との意見が多くあったため、公園パンフレットをJR横須賀駅等に配架したほか、横須賀市への看板設置要望、公園ホームページにオンライン地図情報サービスを掲載する等しました。現在、公園までのアクセスに関する意見は減少しており、高い効果を得ることができたと考えています。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国人への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

塚山公園は横須賀海軍施設（横須賀ベース）が近いこともあり、桜の時期に限らず、年間を通して多くの外国人が訪れます。また、横須賀市の在住外国人の数は2018年に約5,800人となり、5年前と比較して30%程増加しています。

そのため、次の取り組みを行い、外国人にとっても、快適な利用環境を提供します。

■利用案内

ホームページ多言語対応／翻訳機器の導入／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布／

を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

■安全確保

作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記



導入した自動翻訳機

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■物理的環境への配慮

車いすの貸出／管理事務所前への駐車許可

■意思疎通の配慮

【視覚】読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴覚】コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問合せツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障がい者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が隣接しているため、管理事務所前への車両乗り入れ対応等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、公園協会本部において

します。

また、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができるていることを示す「耳マーク」を管理事務所に掲示します。

計画の実現に向けたバックアップ体制

■本部のバックアップ体制

公園協会では、公園管理を行う担当部署を設けており、各種研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

令和5年度の実施内容

- ・利用案内の手引きの携帯
- ・ユニバーサルなサービスの提供
- ・利用ルールの策定、周知等
- ・接遇マニュアルの整備
- ・苦情、要望データベースの構築
- ・ホームページ多言語対応
- ・英語コミュニケーションボードの設置
- ・公共交通機関の多言語案内の配布
- ・「やさしい日本語」の案内
- ・車いすの貸出
- ・管理事務所前への駐車許可
- ・読み上げ機能に配慮したHP運用
- ・色使いのガイドラインに則った配布物等の作成
- ・筆談対応
- ・「ほじょ犬マーク」の表示
- ・[REDACTED]
- ・「耳マーク」を管理事務所に掲示



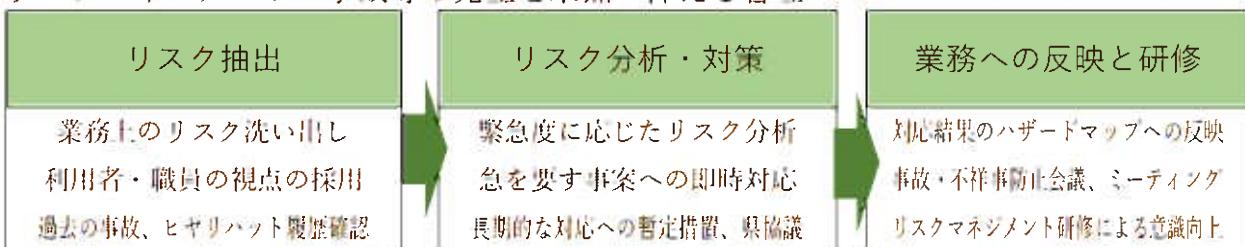
計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

■リスクマネジメントの考え方

リスクマネジメント＝事故等の発生を未然に抑える管理



本公園におけるリスク分析と対策例		
リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回避	倒木による人身被害 荒天時の作業事故	枯損木の早期発見と除去 天候に合わせた作業計画の策定
低減	刈払いによる飛散物	飛散防止具の使用、飛散リスクの低い器具使用
移転	専門知識を有する施設の不備 高所作業を行う作業	専門業者への委託

事故防止の観点から見た本公園の特性

場所	特性
樹林地管理での対応	民家に隣接した斜面があるため、倒木等により2次被害が発生する恐れがある
水害への対応	大雨時に注意が必要な土砂災害警戒区域に指定されている区域がある
樹木の老木化への対応	樹林の老木化、高木化により台風時等に倒木の危険性がある
車両への対応	園内を横須賀市道が縦断しているため、公園利用者と車両が衝突する恐れがある

ア 事故防止の体制

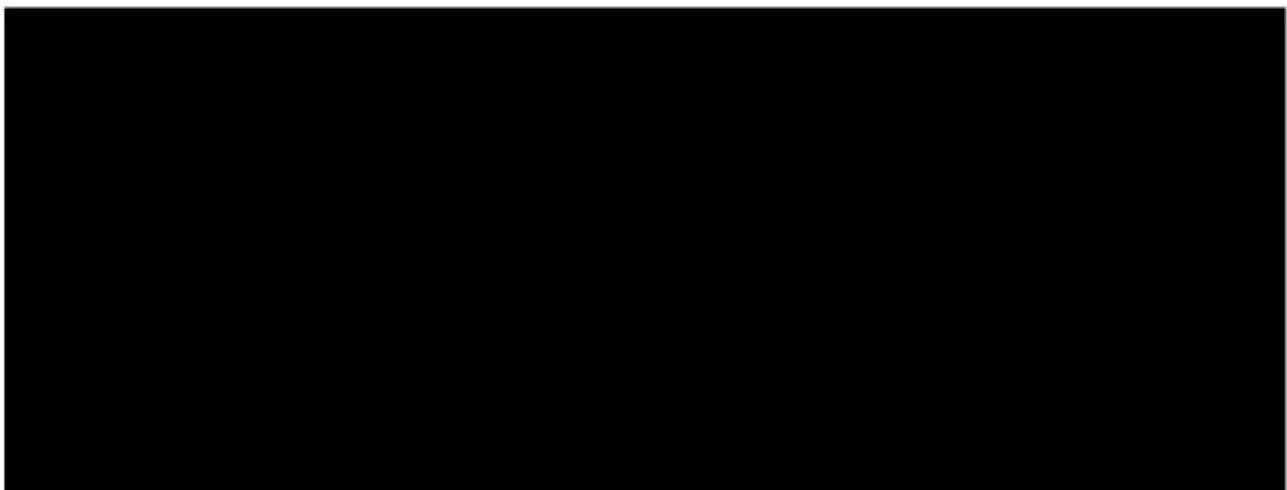
園長を危機管理責任者とした園内体制の確立に加え、横須賀土木事務所や地元町内会等と連携した体制強化、公園協会本部との情報共有や巡視等の徹底により、事故等を未然に防ぎます。

■夜間、年末年始の連絡体制

夜間に緊急事態が発生した場合、緊急連絡網に基づき、園長または副園長、保存会会長等が連絡を受け、必要に応じて公園に急行します。

また、年末は12月31日まで休園することなく公園管理を実施し、年始1月1日～3日は公園協会職員が当番制により緊急時に備えます。





■事故不祥事防止会議（月1回）

公園協会本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています。

■定例会議・毎朝の作業前ミーティング等

月1回、園長、副園長以下、全スタッフが参加する定例会議を開催し、前月に実施した作業報告や当月の作業計画、その他に作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。

イ 具体的な事故防止の取組

（ア）施設別の安全対策

■公園管理運営士による施設点検

公園協会の公園管理運営士資格を有する職員による公園全体を1日かけて点検する「施設点検パトロール」を実施します。要修繕箇所は、対応策を検討するとともに横須賀土木事務所に報告します。

（イ）日常作業の安全確保

■来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	・
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないよう立入禁止措置
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知
農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病害虫・雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有

ウ 防犯対策

神奈川県では、平成17年に施行した「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」及び「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」で、身近な犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくことを目的としています。

これら条例等に基づき、引き続き、地域の誰もが安全で安心して利用できる公園づくりに取り組みます。

(ア) 園内での具体的な防犯対策

■見通しの確保

植栽については、園路に極力死角をつくらないよう配置し、見通しを確保するため、下枝のせん定等を実施します。

■照明の確保と修繕

横須賀市道に面する園路については、照明灯等が切れている場合には、迅速に修繕を実施し、人の行動を視認できる照度を確保します。

■落書き防止

過去数年以上、落書きによる被害はありませんが、落書きを放置することで、より重大な犯罪を招く恐れがあります。そのため、落書きされてしまった場合には、迅速に落書きを消し、犯罪を防止します。

(イ) 地域と一体となった防犯対策

■公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

■県立塚山公園保存会による防犯

本公園では、長年にわたり地元有志団体である公園保存会による管理が行われてきました。公園の地元であり、公園をよく知るスタッフが管理することで地域と一緒に防犯に努めています。

■地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

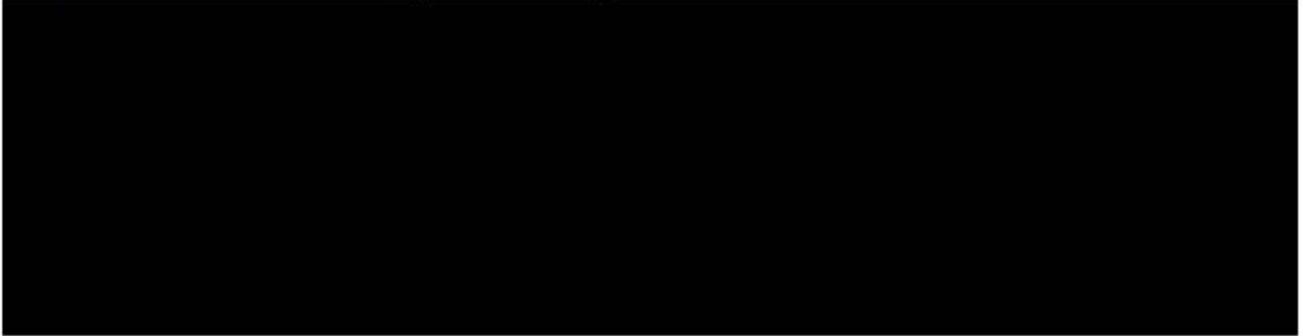
エ 防火対策

- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・山火事や延焼防止のため、冬の季節には枯葉や枯れ木を除去
- ・作業で使用する灯油やガソリンは鍵のかかる場所に保管
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡回強化、警察への巡回要請



オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

塚山公園は開園から 60 年以上が経過しており、桜をはじめとした樹木の老木化が進んでいることに加え、見晴台裏の樹林地等で樹木が過密化しています。

このような状況を踏まえ、日常の巡視において、市道沿いや園路沿いなど、来園者の安全確保が重要な箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を確認し、必要に応じて、伐採や  、病害虫防除等を速やかに行ってています。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

■日常の点検と対応

- ・市道沿いや園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がないか点検
- ・市道沿いで落枝や倒木の危険性がある場合、横須賀市に連絡のうえ対応策を協議
- ・園路沿いの場合は、園路を通行止め等の措置
- ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処

■集中的な点検と対応

- ・台風等での倒木に備え、特に急傾斜地を重点に通行止め措置
- ・定期的な手入れが行き届かない区域は、県と協議のうえ対応

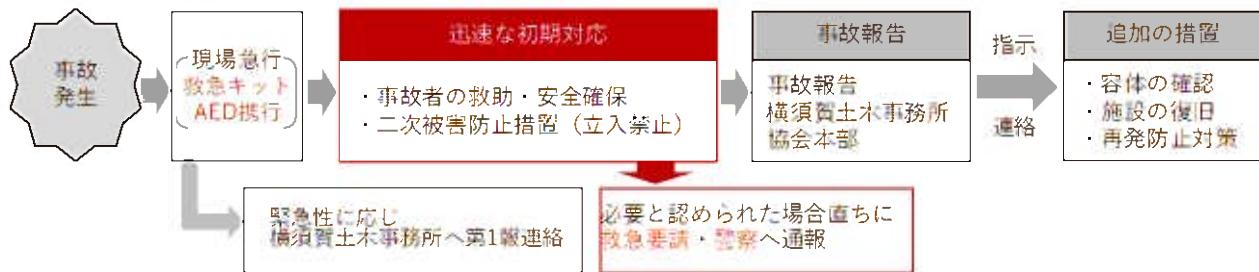


- (3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

ア 事故発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに土木事務所及び公園協会本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集

（フロー図）



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行い、公園協会本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、公園協会本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じ公園保存会と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案（犯罪予告、不審者等）への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに横須賀土木事務所に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、横須賀土木事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、公園協会の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに横須賀土木事務所へ報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

工 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

■安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	・バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ・貸出用車いすの提供 ・避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害	・筆談、コミュニケーションボードの活用
	高齢者、子ども、外国人	・注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ・自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	・落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

■多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、

オ 不祥事事案（個人情報の流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

■①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令や公園協会の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

令和5年度の実施内容

- ・夜間、年末年始の連絡体制の構築
- ・定例会議、毎朝の作業前ミーティング等
- ・公園管理運営士による施設点検
- ・地域の関係機関との連携
- ・安全管理マニュアルの整備
- ・園内作業のマニュアルの整備
- ・新規安全衛生教育の実施
- ・熱中症用の熱中対策応急キットの用意
- ・全体安全管理研修の実施
- ・危険予知訓練（KYT）の実施



- ・特別教育等が必要な作業の講習を受講
- ・台風シーズン前の集中的な点検と対応
- ・バリアフリーマップを案内、誘導
- ・貸出用車いすの提供
- ・チラシにはピクトグラムを掲載



計画書9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

■対応の流れ



■主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対 応
園路での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と応急処置
蜂刺され	ポイズシリムーバーによる毒抜き、流水による毒の絞り出し
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日陰への誘導・搬送
施設異常を作りうる場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

■近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア) 救命講習の受講

します。

幼児安全法支援員の資格取得

園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(イ) AED 等の確実な配備

管理事務所に AED、救急キット、熱中症対策キットを設置するとともに、担架や毛布等を配備し、緊急時に適切に使用できるよう管理します。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、花見の自粛やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していました。

コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。今後も県の「新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」に沿って対応していきます。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を 感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っていきます。

(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促すこと

- ・体調が悪い時には利用を控える
- ・時間、場所を選びゆづりあう
- ・人と人の間をあける
- ・小まめな手洗い
- ・咳エチケット

維持管理の対策

- ・ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底
- ・車椅子等貸出物品は速やかに消毒
- ・密となる時間帯の情報提供
- ・巡視時等における密回避の呼びかけ
- ・神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示

(イ) イベント時の対応

イベント共通の対応

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ イベント参加者への検温、風邪等の症状確認 ■ 参加者の連絡先の把握 ■ 主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける <p>※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く） ■ 受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示 |
|---|--|

観察会等体験イベント

- 説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ



(工) 職員の感染防止対策

- (体制) ■各園の安全衛生責任者(衛生責任者)を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
- (対策) ■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底■執務室の小まめな換気(毎時2回程度)
■電話、パソコン、工具等の消毒
- (健康状態の確認) ■出勤前の体温確認■朝のミーティングでの容態確認■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断■体調不良時は自宅療養
- (働き方) ■1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫■ユニフォームの小まめな洗濯■長時間労働を避ける■時差出勤、テレワークの導入■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
- (休憩スペース等の利用) ■対面での食事、会話を控える■常時換気■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに所管土木事務所及び県都市公園課並びに公園協会本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、帰宅困難者等の滞留が想定されます。滞留者は横須賀市の震災時避難所の逸見小学校、長浦小学校に誘導することを基本としますが、一時的に管理事務所で受け入れる場合等は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

受入時

- ・非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施
- ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用のうえ、濃厚接触を避けるために定期的に交代

感染拡大防止策

- ・管理事務所内にパーテーション等を設置し、感染拡大を防止。
- ・定期的な換気と消毒の実施

物品の備蓄

- ・非接触型体温計
- ・マスク
- ・消毒液
- ・消毒用手袋

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス	・嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	・不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去) ・注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起) ・虫よけスプレーの貸し出し(貸出用のスプレーを常備)
鳥インフルエンザ	・通常時:不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管

	後、行政センターに報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告
豚熱（C S F）	・園内の果実、野菜くずの管理や生ごみ等を速やかな清掃、園路脇の藪の刈込等、イノシシと人との接触防止に努める

令和5年度の実施内容

- ・近隣医療機関の情報把握
- ・救命講習の受講
- ・AED等の確実な配備
- ・日常利用における新型コロナウイルス感染防止対策
- ・ノロウイルスへの対応
- ・蚊媒介感染症への対応
- ・鳥インフルエンザへの対応
- ・豚熱への対応



計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や横須賀市の地域防災計画（風水害等災害対策計画）とともに、公園協会が作成した

に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

解説

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

■的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や横須賀市メールサービス「防災情報メールサービス」等を活用しリアルタイムな情報収集

■タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）（大雨、洪水注意報、警報を含む）

■体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告する。
 - ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集
- ※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書8（1）の事故防止体制に基づき対応

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

■情報収集 アと同様。

■利用者への注意喚起等

大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等を呼びかける。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

■情報収集

- ・環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁HPや自治体メールマガジン等で確認
- ・アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数計（WBGT）を確認し職員で共有

気温（参考）	WBGT	熱中症予防運動指針	公園での対応
35°C以上	33°C以上 31°C以上危険	熱中症警戒アラート発表 運動は原則中止	ホームページ等で利用中止の検討を呼び掛け
31~35°C	28~31°C厳重警戒	激しい運動は中止	10~20分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ
28~31°C	25~28°C警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきに休憩をとるよう促す
24~28°C	21~25°C注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す

■事前準備

- ・事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備
- ・熱中症応急セットを配備

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

■利用者への注意喚起等

利用者への休息や水分補給の呼びかけ

（2）公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 横須賀市で震度4発生時

■配備体制

地震発生後30分以内（勤務時間外に発生した場合には、翌朝8:30までに横須賀市本事務所や公園協会本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成

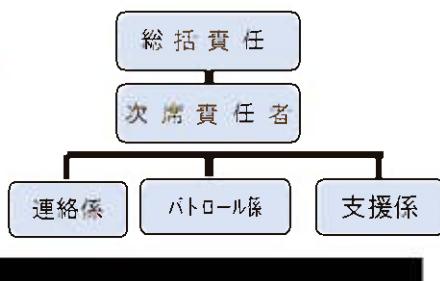
■初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果を随時横須賀土木事務所に報告（勤務時間外であっても、被害があった場合は県土木へ速やかに報告）
- ・帰宅困難者がいる場合、横須賀市と連携して避難所への誘導などを実施
- ・公園協会本部は、各公園のパトロール結果をとりまとめ県都市公園課に報告

イ 横須賀市で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上の大規模災害発生の場合

■配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応
- ・地震発生から30分以内を目途に初動体制を確立し、初動体制確立後1時間以内を目途に横須賀土木事務所に状況を報告
- ・



■勤務時間以外の参集体制

- ・園長、あらかじめ決められたスタッフが公園に参集
- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるよう職員は
- ・職員は参集し次第、初動体制を横須賀土木事務所と公園協会本部に報告
- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

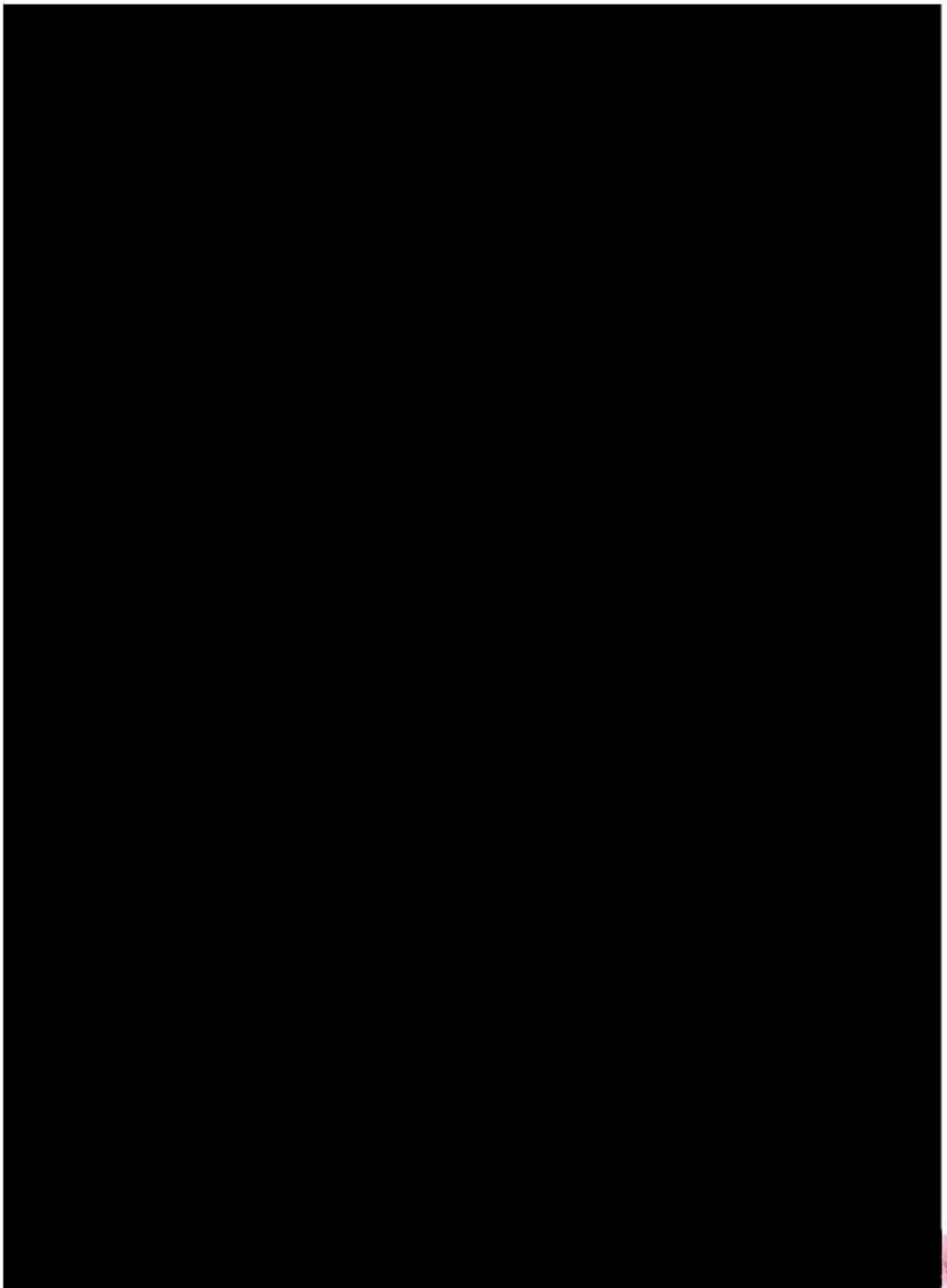
実績

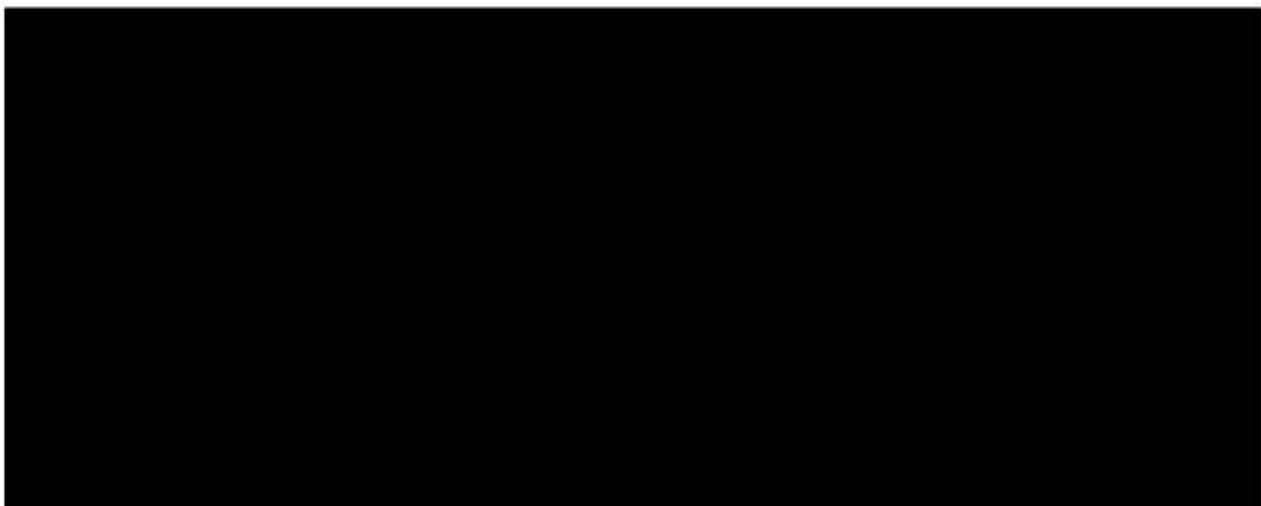
ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「塚山公園の震災時対応の考え方」及び公園協会の [] に準じてタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

東日本大震災や熊本地震等では、市町村による防災上の指定がない公園でも資材置き場や避難所として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

■タイムライン（防災行動計画）





■タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで（管理事務所体制確立）	<ul style="list-style-type: none"> ・急を要する連絡調整に当たっては、[REDACTED]ことで確実性を向上 	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
初動時 発災から3時間後まで（園内パトロール、避難誘導）	<ul style="list-style-type: none"> ・人命優先・被害拡大防止を第一に、[REDACTED] ・迅速な園内の状況把握 ・初動体制確立後1時間以内を目途に状況を報告 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ（計画書9（2）参照） 	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
緊急時 発災から3日間（応急対策業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、管理事務所の水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・横須賀市や地元町内会と築いたネットワークを活かし滞留者支援 	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
復旧・復興時 発災から4日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、横須賀市等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底 	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■災害情報の収集

地震警報機能付きラジオやテレビに加え、横須賀市が防災行政無線の補完として提供する「防災情報メール」、「防災情報電話ガイド」、スマートフォン等向けアプリケーションを活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

■想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
管理事務所	救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建物の点検
中央広場、芝生広場	広域避難、応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の障害物の撤去、周辺園路の維持管理
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等

■施設の日常点検

- 震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- 基本的に月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

■備品類の日常点検

- 毎年1回以上、衛星携帯、無線機等の動作やバッテリー残量の確認等の点検を行い、必要な交換や更新を実施
- 常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所に掲示し職員間で共有
- 通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるように配備

(ウ) 防災訓練・職員教育

災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように次のとおり訓練を実施します。

■シェイクアウトプラスワン

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」へ事前登録を行い、県の実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。

- 公園から避難所への避難経路の確認

■職員の意識向上の取組

- や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。
- 緊急時には震災対応に専念できるよう、

し、職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園の芝生広場や長浦道周辺は横須賀市の土砂災害警戒区域に指定されており、大雨時を含め地震発生時には土砂災害が発生する危険性があります。

(イ) 対応

地震発生後、安全が確認された場合、土砂災害警戒区域の点検を実施します。また、余震の発生に備え、必要に応じて警戒区域に面する園路は通行止め措置を行います。



(ウ) 地域との連携

■ 横須賀市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から地元自治会と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・公園から逸見小学校、長浦小学校の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に横須賀市と調整
 - ・緊急車両の進入ルート、施設の解施錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

■ 共同での訓練、体験イベント

救急救命訓練	地元自治会が実施する救命訓練に参加し、心肺蘇生法の訓練を実施
シェイクアウト	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
市防災教育	公園近傍で市が企画する訓練等があれば参加し、地域防災に関する知識を取得
情報伝達訓練	県が主催する情報伝達訓練への参加

(エ) 災害対応物品の備蓄

現在、公園協会の自主財源で購入した備蓄食料と災害用トイレを備蓄しています。今後、備蓄食料の更新を行うとともに下表のとおり災害対応物品を配置します。

導入品目	数量	内容
災害用備蓄品 (食料、水)	130 食	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄しています
災害用トイレ	130 キット	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています
衛星電話、	各 1 基	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話や
燃料等	-	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄します

(オ) 災害発生時の協力等について

災害発生時に、横須賀市と連携し速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、公園に配備されているチェーンソー等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

公園に配備している主な機器、工具

工具名	主な用途
チェーンソー、のこぎり	園路に倒れた樹木、枝の切断、除去
発動発電機、ガソリン	電力の確保
エアコンプレッサ	各種エアーツールの稼働
パール、クリッパー	倒壊した設備の除去、鉄筋の切断

・災害発生後に、市から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します

■避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

イ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

公園協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、「人、情報、物、金」の確保を基本に、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、公園協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。



■災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

活かし、本公園の園長不在時にも、
が参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、
体制
を確実なものとしています。



令和5年度の実施内容

- ・熱中症応急セットを配備
- ・[REDACTED] 携帯
- ・タイムライン（防災行動計画）に沿った対応
- ・衛星電話、[REDACTED] 導入し、連絡手段を複数回線確保
- ・横須賀市等と連携した柔軟な対応
- ・防災情報メール、防災情報テレホンガイドによる災害情報の収集
- ・シェイクアウトプラスワンの実施
- ・[REDACTED] 実施
- ・土砂災害警戒区域の点検を実施



計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

塚山公園は県民の寄付から始まった都市公園であり、古くから地域に密着した公園として管理されてきました。また、横須賀市などと連携した按針祭の開催や様々なメディアの活用により、地域のみならず多くの方から桜の名所として親しまれる公園になりました。これからも塚山公園は地域に根差した公園として成長するとともに、より広範囲の県民ならびに団体から愛される公園になるように地域・関係機関と協力していきます。

協働のテーマ	連携先	内 容
イベント、広報	[REDACTED]	さくら祭、按針祭での連携
	横須賀市	三浦按針の広報
ハイカーサポート	[REDACTED]	ハイキング時のサポート ハイキングコースの紹介
防災、防犯	警察、消防	防災訓練、救命救急講習

実績

三浦按針祭観桜会（按針祭）の開催

毎年、公園中央広場等を活用して「按針祭」が開催されます。園内に隣接する安針塚の「三浦按針」を偲ぶ祭典で、横須賀市長をはじめ、イギリス大使、オランダ大使らが列席し開催されます。

私たちも指定管理者として、通常以上のスタッフを配置し、安全管理などに携わっています。



(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では下記の通り、ボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、公園協会が中心となってボランティアとの連携、育成に取り組みます。そのため、[REDACTED]を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先	内 容
維持管理への協力、イベント協力	[REDACTED]	町内一斉清掃 町内グラウンドゴルフ大会
	西逸見町内会婦人会	花壇ボランティア活動
	[REDACTED]	清掃活動、イベントサポート

実績 町内一斉清掃

一斉清掃作業を行っています。一斉清掃は 30 年程前から始まったもので、現在まで継続して行われています。

地元町内会によって古くから維持管理されてきた塚山公園ならではの地元連携作業になっています。

実績 花壇ボランティア活動

春と秋の年2回、西逸見町内会の婦人会約 10 名が中央広場花壇、港が見える丘の花壇約 34 m²の花壇ボランティアを実施しています。

当グループから用具や花苗の提供をし、ボランティア会員で花壇の地拵え、植付け、灌水等を実施しています。

■グラウンドゴルフ大会への協力

公園の中央広場において、町内会が実施する「グラウンドゴルフ大会」に協力します。

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

■「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年約 600 点の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を他公園や病院等で開催しています。

■横須賀市のコミュニティセンターとの連携

横須賀市が管理する [REDACTED] と連携し、スケッチャイベント入賞作品を展示します。

■横須賀歴史遺構の連携

地域の歴史資源として県立塚山公園、ベリー公園、ヴェルニー公園、三笠公園等と連携し、横須賀の歴史遺構を巡るスタンプラリーや歴史ガイドツアーの開催を検討します。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地元と連携しながら公園として、高木管理は公園を昔から知る地元造園業者に委託し、安全かつ確実な管理を行います。また、台風等による倒木被害等が発生した場合の応急復旧に關しても公園近傍に位置していること及び公園について精通しているため、迅速な対応が期待できます。

また、夏季の除草作業等、集中的に実施する必要がある業務についても、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元造園業者に業務委託することにより地域連携を図ります。

令和5年度の実施内容

- ・イベント、広報での連携
- ・ハイカーサポートとの連携
- ・防犯、防災の連携
- ・維持管理への協力、イベント協力
- ・グラウンドゴルフ大会への協力
- ・「花とみどりのフォトコンテスト」開催
- ・[REDACTED]との連携
- ・市歴史遺構との連携の検討
- ・日本大学と連携した公園利用者満足度及びニーズ調査



計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

公園には、公園管理運営方針を理解し、横須賀土木事務所、横須賀市、関係団体、利用者等に対し施設管理者として的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置し、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

公園協会本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と公園協会本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・公園協会本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

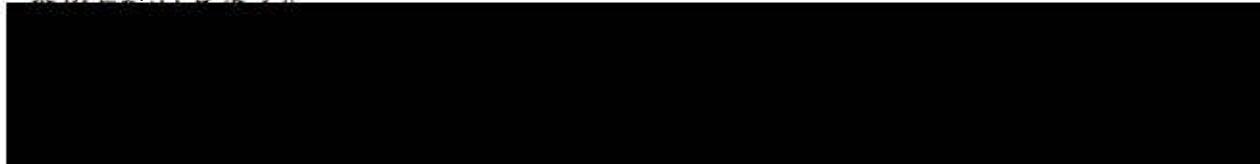
■園長の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



■現地の役割分担

公園維持管理業務の責任者として、以下のとおり [REDACTED] し、多岐に亘る業務を遂行します。



ウ 特に都市公園管理運営の専門知識や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「塚山公園を地域の持続可能な発展の核に」の実現に取り組むため、現地に公園管理運営士をはじめ、以下のとおり有資格者を配置します。ま

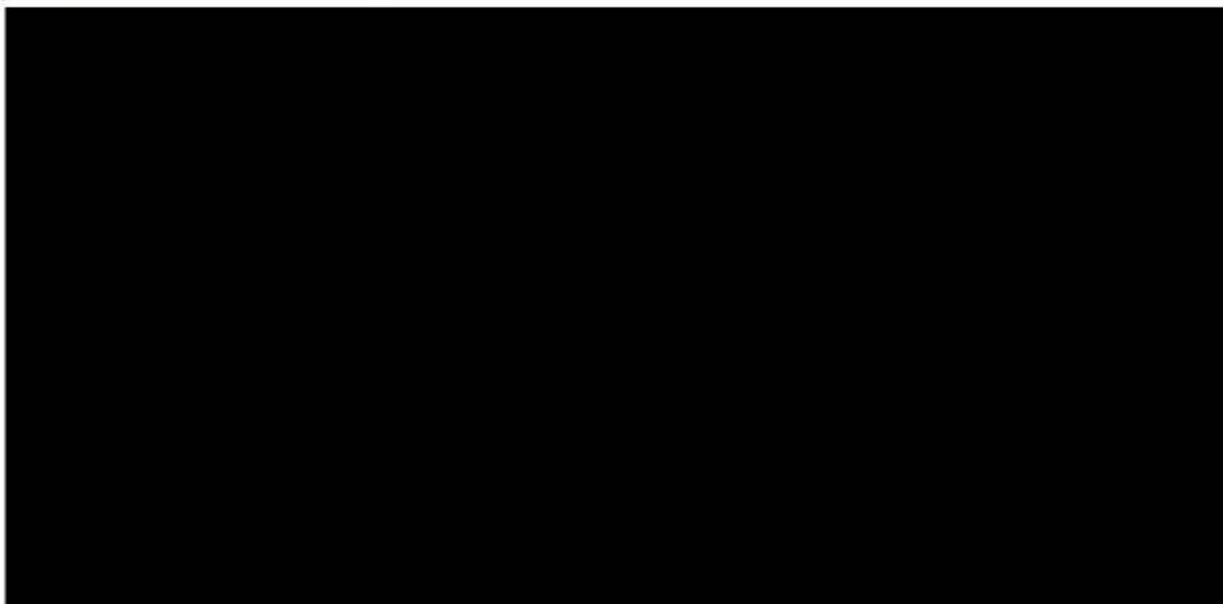


た、必要に応じ、公園協会に在籍する [REDACTED] 資格を有する職員が専門分野についての指導を行います。

工 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■連絡体制

本公園において、県、横須賀土木事務所、公園協会本部、塚山公園保存会との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。



■情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に横須賀土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

(県、横須賀土木事務所)

- ・確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

(警察署、消防署)

- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている

(地域団体等：自治会、競技団体、ボランティア、学校、企業等)

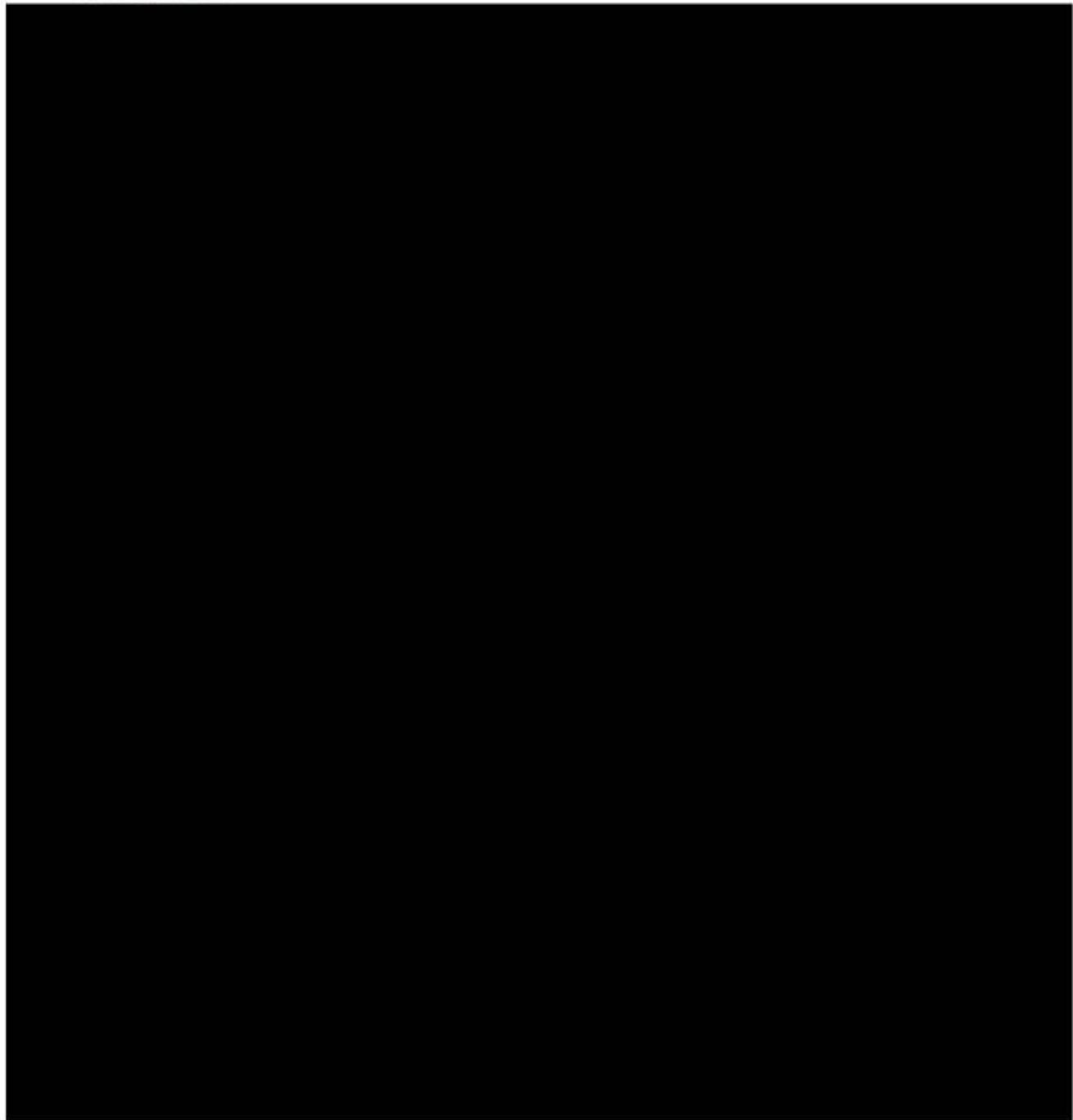
- ・イベント等の調整時や定期的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

(指定管理者内での取組)

- ・現地と公園協会本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達や連絡ノートを活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

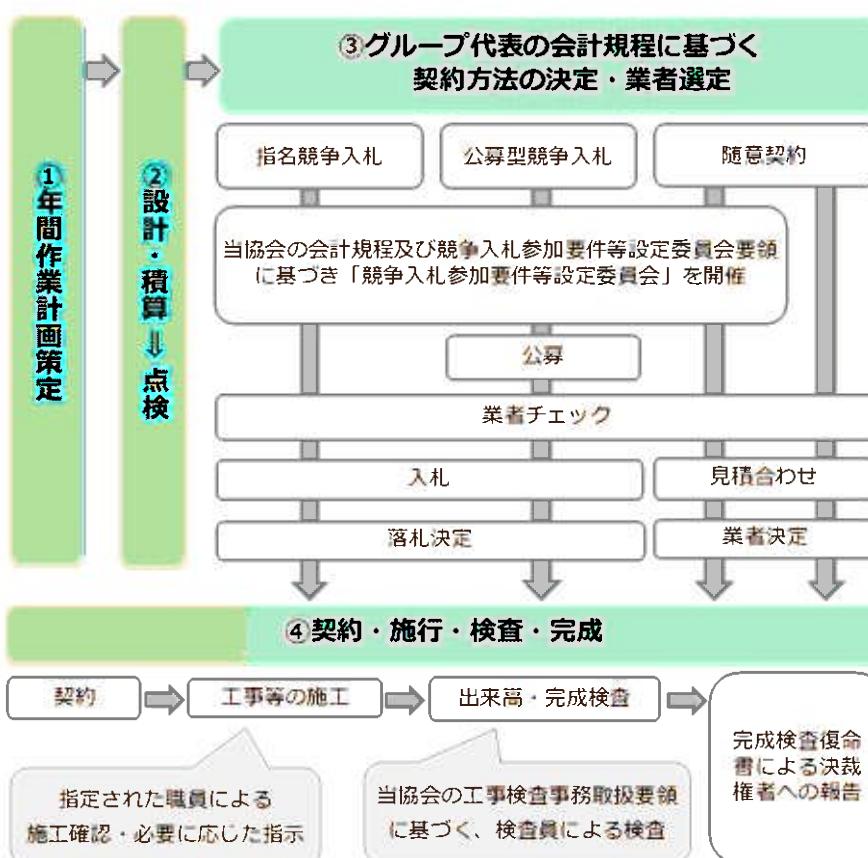
■ 現地の組織図



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。



また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。

諸規程・マニュアル等

- ・(公財)神奈川県公園協会会計規程
- ・(公財)神奈川県公園協会会計規程の運用について
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準
- ・機種選定基準
- ・工事等検査業務取扱要領
- ・執行マニュアル

イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・国内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄えを確認



ウ 本公司で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
植物管理	枝下し、枯損木処理	作業者、利用者への安全確保	監督、検査、報告書
施設管理	浄化槽点検等	法律にそった点検、点検漏れ防止	監督、確認、報告書
清掃管理	廃棄物処理、搬出	契約とマニュフェスト通りの処理	マニュフェスト

*本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

公園協会では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

公園協会では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コラボレーション、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ 利用者対応等の細部の知識や技術を養成 新規採用者への適切な職場指導 毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	<p>(主に公園協会職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p> 

SD (自己啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等 	 <p>「エコプロ」への出展</p>
--------------	---	--

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組

公園協会では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を發揮できる環境の整備に努めています。

- ・園長、副園長は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
- ・公園保存会は、地元自治会約350世帯に公園管理に参加を呼び掛け

ウ 働きやすい労働環境の確保

■基本的な考え方

公園協会では、誰もがその能力を十分に發揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウィルス対策に取り組んでいます。

（ア）労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

- 時間外労働の上限規制（45時間／月、360時間／年）の徹底
 - ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
 - ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
 - ・3・6協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表
- 年次有給休暇の確実な取得
 - ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
 - ・公園協会本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
 - ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表
- 労働時間の状況把握
 - ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
 - ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対する公園協会の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性：職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったことを感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

○取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんほ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

○職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

○メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

新型コロナウイルス感染症については、本県に2回にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続いている。公園協会では、様々な対策を講じてきましたが、今後とも状況を見据え必要な対応を図ります。また、職員は常に三密回避、新しい生活様式の励行、毎朝の検温、体調の確認を行っています。

○勤務体制の柔軟な対応

- ・三密回避、BCPの観点から全所属を2班に分け（第1回緊急事態宣言時に実施）、原則各班構成員が接触しない体制構築
- ・保育所や学校休業等により勤務ができない場合、出勤時間や出勤日（休日）を柔軟に変更
- ・出勤に不安を感じる職員に対し、時差出勤、マイカー出勤の承認、年次有給休暇の取得促進

○防護具、衛生物資の確保

- ・調達が容易な時期における物資の適切な備蓄
- ・職員の安心安全を確保するため、民間PCR検査機関の受検体制を整備

○IT化の推進

- ・円滑にテレワークが可能となるようサーバーに接続可能なノートPCの配備、貸与

(カ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(キ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(ク) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）
- ・令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

(ケ) 労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

令和5年度の実施内容

- ・計画に示す経歴等での人員配置、有資格者（資格、人数）の配置
- ・連絡体制、情報共有の仕組みの構築
- ・各取組の実施による労働環境の確保



計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

公園協会は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保の方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、公園協会の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■ 法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員による監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■ 施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

■ 労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に

基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

工 指定管理業務を行う上での具体的な取組

■労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
 - 労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

■反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- ・公園協会の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

■守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

■文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

■管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円【適用回数は無制限】）及びイベント保険等に加入

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進 ：再エネ電力の積極的活用 環境負荷軽減の取組 ：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理 ：草地、樹林地等環境に応じた管理（刈廻し、繁殖期への配慮） 希少種保護 ：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除 ：放牧防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション ：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入 ：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント ：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携 ：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上 ：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、公園協会が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

具体的な購入品：トイレットペーパー・コピー用紙・文具等

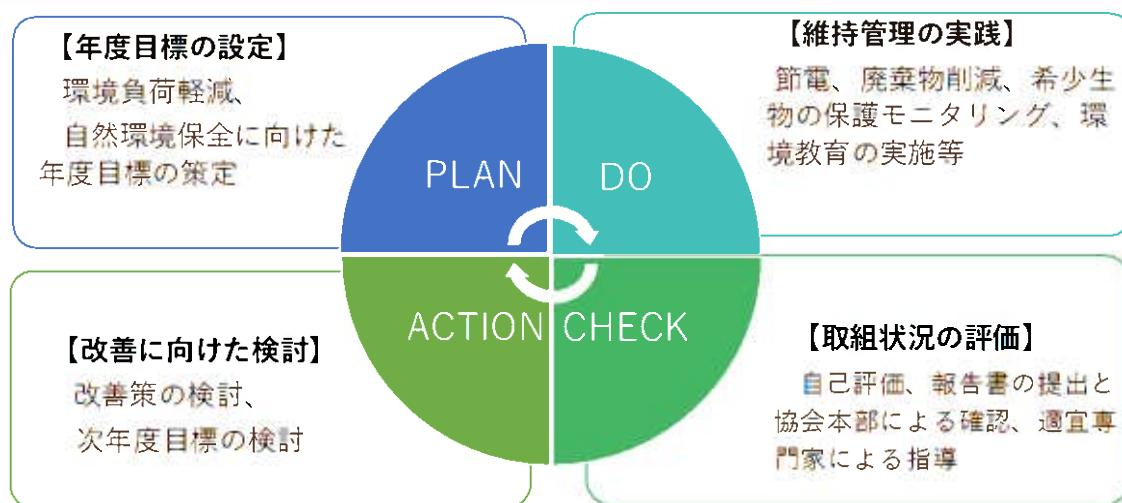
■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。

環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価
本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開



エ 本公園での具体的な取組

■環境負荷軽減の取組

- 除草や枝落とし材等の植物発生材の堆肥リサイクル、雨水利用
- 園路灯等の点灯時間の調整
- 事務スペースでのOA機器の小まめな電力オフ、冷暖房機の適正な温度設定
- クールビズやウォームビズの推進、ブラインドや緑のカーテンの活用

■自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- 外来種防除、山野草の調査・モニタリング、希少植物の保護
- 各種自然観察会の実施
- 農薬使用の抑制・適切な使用



(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

■障がい者への就労機会提供の取組

公園協会は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を **委託**
- ・障がい者雇用に繋げるため **受け入れ**
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・公園協会は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用パート企業」として県が公表

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

公園協会は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績は公園協会のホームページで公表しています。

また、公園協会は長年 **相模原公園の植物管理業務** を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
平成29年度	5,000,000円	7,135,366円	花壇植栽管理委託、草取り業務委託、苗木購入等
平成30年度	7,200,000円	8,352,366円	産業廃棄物処理委託、作業用ヘルメット購入等
令和元年度	8,500,000円	8,783,936円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000円	8,222,302円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000円	9,311,033円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

公園協会の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に10,000千円／年

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利 用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所前への駐車の許可 ・車いすの貸出 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・ピクトグラムの設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・[REDACTED]職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボード等の設置 ・ホームページ等への「ほじよ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

公園協会では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があります。（辻堂海浜公園：ユニバーサルカヌー体験）

験、大磯城山公園：ユニバーサルデザイン、保土ヶ谷公園：ボッチャ体験等)

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がいの方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

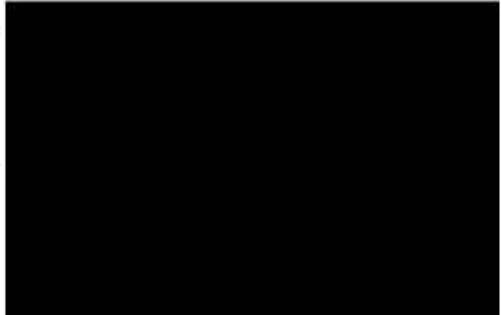
ア 具体的な取組

■普及体制

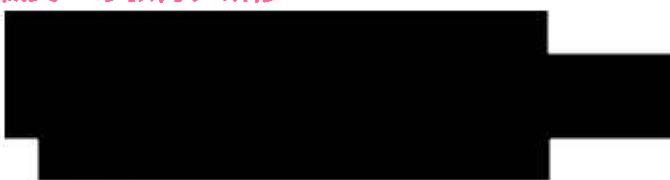
公園協会本部に、



職員の指導を行います。



■職員への教育、研修




■利用環境の向上

職員による窓口案内

- ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）の設置（再掲）
- ・電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

(ア) 考え方

公園協会では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

私たちグループはCSRについて同様の考え方により実施しており、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組みます。

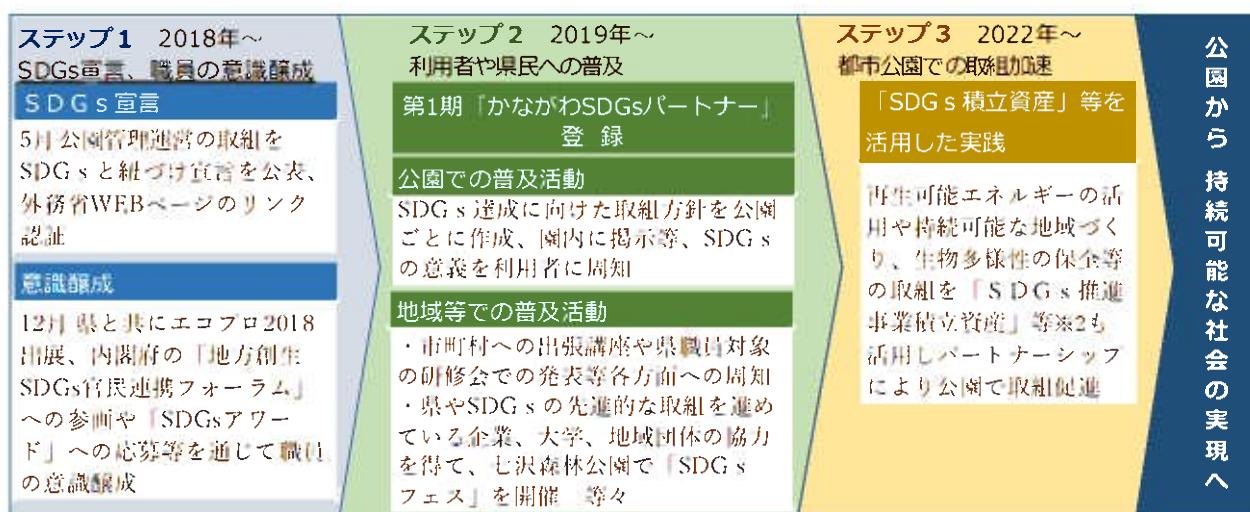
(イ) 取組実績

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[REDACTED]で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[REDACTED]に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進



イ SDGs（持続可能な開発目標　目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

当協会では、2017年12月のエコプロへの出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。



※2：公園協会が公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2022年度以降の活動に充てる資金。



強靭なインフラ構築、包摶的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上: 大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減

再生可能エネルギーの積極的な活用: 再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用



包摶的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理: 障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理: 希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全



環境教育の推進: 観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

■本公園での具体的な取組



県、横須賀市等が実施する事業への協力等、地域と連携したエリアマネジメント



災害に備えた訓練、マニュアルの更新、防災備蓄品の管理等、地域と連携した災害に備えた公園づくり



自治会の活動の場の提供、ボランティア等、社会参加の場の提供等、地域と連携した未病への取組



園内の歴史・自然についての観察会で専門知識をもつスタッフが学びの場を提供



園内で不要となった間伐材等の植物廃棄物の再利用やたい肥化



専門家の指導による桜の保全と更新、ボランティアや地域と連携した緑の保全

令和5年度の実施内容

- ・法令遵守の徹底に向けた取り組み
- ・施設維持管理に関する法規の遵守
- ・労働関係法規の遵守
- ・希少種保護、外来種駆除等
- ・グリーン購入促進等



- ・環境マネジメントシステムの運用
- ・法定雇用率を上回る雇用努力の実施
- ・代表企業による CSR 活動の取組
- ・計画に示す各種 S D G s の取り組み



計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・公園協会の [] 基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、公園協会本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、公園協会の [] 基づき、公園協会本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議・公園協会の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

公園協会では、公園利用者からの信頼を得るために、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財團法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

- 1 法令・規範の遵守
 - ・個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
- 2 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
- 3 個人情報の利用目的の範囲内の取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
- 4 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要かつ適正な措置を講ずる。
- 5 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。

6 個人データの開示及び消去等

- ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の中止があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。

7 相談窓口の設置

■個人情報保護のための組織体制

公園協会では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

公園協会における個人情報保護に関する組織体制

理事長— 事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

　　個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

　　個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

*個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■個人情報保護のための諸規程の整備

公園協会では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針 ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
------------	--

なお、公園協会のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

■厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盜難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不用となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。

また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るために「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・公園協会「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、公園協会の「情報公開規程」の定めにより、公開の申し出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。

